

令和4年第4回防府市議会定例会会議録（その4）

○令和4年11月30日（水曜日）

○議事日程

令和4年11月30日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	河 村 孝 君	2 番	田 中 健 次 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	吉 村 祐 太 郎 君
5 番	松 村 学 君	6 番	久 保 潤 爾 君
7 番	森 重 豊 君	8 番	石 田 卓 成 君
9 番	牛 見 航 君	10 番	梅 本 洋 平 君
11 番	三 原 昭 治 君	12 番	村 木 正 弘 君
13 番	高 砂 朋 子 君	14 番	和 田 敏 明 君
15 番	宇 多 村 史 朗 君	16 番	藤 村 こ ず え 君
17 番	曾 我 好 則 君	18 番	青 木 明 夫 君
19 番	橋 本 龍 太 郎 君	20 番	河 杉 憲 二 君
21 番	安 村 政 治 君	22 番	上 田 和 夫 君
23 番	今 津 誠 一 君	24 番	清 水 力 志 君
25 番	田 中 敏 靖 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	池田	豊	君	副	市	長	森	重	豊	君
教	育	長	江山	稔	君	代	表	監	査	委	員
未	吉	正	幸	君	総	務	部	長	能	野	英
上	下	水	道	事	業	管	理	者	河	内	政
昭	君	大	倉	孝	規	君	総	合	政	策	部
長	石	丸	泰	三	君	地	域	交	流	部	長
杉	江	純	一	君	生	活	環	境	部	長	金
澤	哲	君	藤	井	隆	君	産	業	振	興	部
長	白	井	智	浩	君	土	木	都	市	建	設
部	石	光	徹	君	入	札	検	査	室	長	河
村	明	夫	君	会	計	管	理	者	寺	畑	俊
孝	君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	國
本	勝	也	君	監	査	委	員	事	務	局	長
廣	中	敬	子	君	選	挙	管	理	委	員	会
事	務	局	長	森	田	俊	治	君	消	防	長
米	本	静	雄	君	教	育	部	長	高	橋	光
男	君										

○事務局職員出席者

議会事務局長 藤井一郎君 議会事務局次長 石井朋子君

午前10時 開議

○議長（田中 敏靖君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（田中 敏靖君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。10番、梅本議員、11番、三原議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（田中 敏靖君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、6番、久保議員。

〔6番 久保 潤爾君 登壇〕

○6番（久保 潤爾君） おはようございます。「無所属の会」の久保潤爾です。

通告に従いまして、2点について質問させていただきます。御答弁よろしくお願いいたします。

まず、1点目は、緑地管理基金についてです。

防府市の一般会計には16の基金が設置されており、それぞれの目的に応じて積立て、取崩しが行われているところですが、今回質問する緑地管理基金については、恐らく私が

議員になってからの10年間、積立て、取崩しが行われておりません。ちなみに、緑地管理基金の残高は約1億2,000万円です。基金に関しては一括運営をされており、一定程度の財政への貢献があることは理解いたしますが、約1億2,000万円の基金が10年にわたり塩漬けのような状態になっていることには素朴な疑問を感じます。その目的に応じた基金活用をし、市の緑地環境整備に計画的に使っていったほうがよいのではないかと考えておりますが、執行部の見解はいかがでしょうか。

以下、3点についてお尋ねいたします。

1点目、緑地管理基金設置の経緯とその目的は何でしょうか。

2点目、約10年にわたり基金が活用されていないのはなぜでしょうか。

3点目、今後、目的に応じた基金活用をしていくお考えはあるのでしょうか。

以上、3点について御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（田中 敏靖君） 6番、久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 久保議員の緑地管理基金についての3点の御質問についてお答えします。

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積立て、または定額の資金を運用するため、自治体が条例の定めに基づいて設置した資金または財産でございます。

私は地方自治体の基金は計画的かつ持続的な財政運営のため、その目的に沿って有効に活用すべきものと考えています。

まず、1点目の緑地管理基金の設置の経緯と目的についてです。

緑地管理基金は、本市で行った港湾埋立事業や土地開発公社で行った中関開発事業で整備した工業団地の売却完了に伴い、港湾埋立事業特別会計の清算金として、一般会計への繰入金の一部1億8,000万円、また、土地開発公社からの鶴浜緑地管理引当金の2,000万円の合計2億円を原資といたしまして、事業の際に整備された新築地緑地、中関三ノ榭緑地、鶴浜緑地の維持管理をすることを目的として、平成6年3月に設置されたものでございます。

また、当基金を処分することができる場合は、緑地の管理に要する経費の財源に充てることとされています。

次に、2点目の緑地管理基金が10年間にわたり活用がされていないことについてです。

設置以降、平成18年の中関三ノ榭緑地の災害復旧として約400万円、また、平成21年と23年の新築地緑地「海が見える花の園」整備として約6,700万円を活用し、現在の基金残高は約1億2,800万円となっております。

こうした事業を実施して以降、当該緑地は良好な状態に保たれており、議員御指摘のとおり、この10年間活用に至っていないことから当基金としての役割は終了しているものと考えております。

最後に3点目の、今後、緑地管理基金を活用していく予定はあるのかについてです。

厳しい財政状況の中にあってもカーボンニュートラルをしっかりと進め、CO₂を削減していくことが強く求められています。

そうした中、今年度から2050年の森づくりプロジェクトを開始するなど、緑によるCO₂削減に向けた取組を行っており、来年度は2050年カーボンニュートラルの実現に向け、さらにステップアップしていかなければならないと考えています。

そのため2050年の森づくりや駅周辺の緑化推進など、カーボンニュートラルのさらなる取組に資するため、当基金と森林整備及びその促進を図ることを目的とする森林環境整備基金との一元化を含め、幅広く財源として活用できるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 6番、久保議員。

○6番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。非常に素朴な疑問としてお聞きいただけなんですけれど、かなり踏み込んだことを言っていたのでちょっとびっくりしております。森林環境整備基金との一元化も考えていくということで、基金を積極的に活用していきたいという旨の御答弁ではなかったかと思えます。

本質問でも申し上げましたけど、一括運用はされているとは言え、今の金利を考えますと財政への貢献というのではないとは言いませんけど、やっぱり過少ではあると思います。それであれば、財政も厳しい中、使える基金があるのであれば、やっぱり先ほど言われましたカーボンニュートラルですか、そういった大きな目的も今国を挙げているところですので、そういったところに積極的にどんどん活用していただければと思うことでございます。

そしてまた、今のお話の中で緑地管理基金の意義もよく分かったわけですが、その役割も終わっておるということでしたが、ただやっぱり新築地町一帯のことにも使っていくということでございました。

昨日、森重議員からメバル公園の質問がございまして、そこでも言われましたけど、令和6年には教科書にも載る。また、図書館図書、全国にメバル公園の、あれは確か表紙になっていたと思いますけれど、それも配られてということで、やはり防府という町を知ってもらうためにこのメバル公園、その近辺の緑地環境の整備というのも、やっぱり人がま

た多く来てもらうための一助になるのではないかと思います。

昨日、牛見議員の質問に対して市長は、移住してもらうには防府という町をまず知ってもらうということが大切ということを終始おっしゃいました。今申しましたように全国的に防府をPRできる今はチャンスであると思います。メバル公園近辺に魅力的な緑地環境をつくって、みなとオアシス三田尻一帯の環境充実に、こちらにも有効に使っていただきたいことを要望いたしまして、この項の質問を終わります。ありがとうございました。

では、続きまして、法定外公共物について質問をいたします。

法定外公共物については、本来、その維持管理の責任者は市町村ですが、地元の生活に密着したものであるという理由で地域の住民の方が維持管理を行っております。

かつては、地域で利用するものは地域でという考え方が強かったので、法定外公共物の維持管理を地域住民が行うという形で機能していたと思いますが、価値観の多様化、自治会に対する考え方の変化、住民の高齢化などでこれまでのような維持管理が難しくなっている地域もあるのではないかと思います。

ことに高齢化については深刻で、私の所属する単位自治会で法定外公共物の維持管理作業に参加される方の平均年齢は恐らく70歳を超えております。メンバーも固定化しており、5年後、10年後には管理が困難になるのではないかと憂いております。似たような状態の単位自治会も多くあるのではないかと思います。

このような状況は、今後、増えこそすれ減ることはないと思いますので、法定外公共物の維持管理に関しては、これまでのような方法ではいずれ立ち行かなくなるのではないかと考えます。

今後は、地域の協力を求めつつも、本来の管理責任者である自治体が関わっていく部分を段階的に増やしていくべきではないかと感じるところです。

そこで、以下の点についてお尋ねいたします。

1点目、法定外公共物の維持管理についての執行部の現状認識をお尋ねします。

2点目、今後も現在の形での法定外公共物の維持管理が可能と考えておられるかお尋ねいたします。

以上、2点について御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 久保議員の法定外公共物についての2点の御質問にお答えします。

法定外公共物の維持管理につきましては、地域の皆様が利用し、生活に密着したものであることから、草刈りや清掃などの日常の維持管理は防府市法定外公共物管理条例に基づ

き地域の皆様に管理していただいているところがございます。そのような中で法定外公共物が良好に保たれていることにつきまして、大変感謝を申し上げます。

それでは、まず1点目の法定外公共物の維持管理についての現状認識についてお答えします。

法定外公共物は道路法や河川法などの法令が適用されない道路や水路等のことで、利用されます地域の皆様が維持管理をされております。

そうした中で、議員御案内のとおり、高齢化が進む地域において法定外公共物の草刈りや清掃などの維持管理が困難な状況になりつつあるなどの多くの意見をいただいております、利用者のみならず地域全体でのサポートが重要であると考えております。

市といたしましては、地域での維持管理が円滑に進むよう、除草作業で使用する草刈り機の替え刃や燃料、また、補修に係る真砂土や砕石などの原材料の支給を行っており、適宜支給資材の拡充も図っているところがございます。

次に2点目の、今後も現在の形での法定外公共物の維持管理が可能と考えているかについてです。

市といたしましては、資材支給制度などを活用していただきながら、今後も引き続き地域において維持管理を行っていただきたいと考えております。

こうした中、議員御指摘のとおり、地域によっては高齢化や人口減少が進み、そうした地域における法定外公共物の維持管理が大きな課題となっています。このため、今後も地域の皆様による維持管理ができるよう、関係部局と協議を行い、様々な角度からの検討を進めていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 6番、久保議員。

○6番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。執行部としては、法定外公共物の維持管理は困難になりつつあるという認識は持っておられるということは分かりました。

今後ともという中で地域で行っていただきたいということでございます。ただ、もしそれだけの御答弁であれば、それは無理ですということになると思うんですけど、今後いろいろと関係部局と協議しながら改良していきたいというような、多少前向きな言葉があったかと思います。

とにかく、9月の三原議員の御質問でもありましたけれども、もう平成25年から執行部は高齢化の進展の中でこういった法定外公共物の除草がお願いできるのか改めて検討する時期にきているというふうに、その頃からそういった御認識があったわけでございます

が、その後、約10年ですか、より高齢化も進んでくるわけでごさいます、本当に単位自治会によってはもう無理だということも多いかと思います。でありますので、ぜひ積極的にといいますか、本当に喫緊の課題として考えていただきたいなと思うところがございます。

そこで、再質問というか提案をさせていただきたいんですが、高齢化が今後も進んでいくことは間違いございません。その中で法定外公共物の維持管理を今の形で地域住民にお願いしていくという形が、ちょっと難しくなっていくことはかなり分かっていると思います。

先ほど御答弁にもありましたように、執行部のほうは草刈り機の替え刃、燃料支給、原材料の支給などそういった制度を設けるなど、それも拡充されということで御努力はされているんですが、9月議会で三原議員が言われたように、資材をもらっても体力的な面からできないというケースも多くなっていくのではないかと思います。資材支給ではなく、草刈り等の作業の代行に対して助成を行うような仕組みも必要ではないかと思います。市の所有する赤線の延長、これは1,225キロメートルですので全てに対して助成していくということはもちろん無理だとは思いますが、利用者は高齢者ばかりになり、どうしても維持管理ができないという箇所に対しては資材支給以外の形で助成していくことも考えていかなければならないのではないのでしょうか。

16地区全てに対して行うということが無理であれば、予算の上限を決め、例えば1年に3地区から4地区を指定して地区の状況を把握している各自治会連合会長から維持管理が困難な箇所を申請してもらい、そこに対して草刈り、泥上げ、工事等に関して助成していくというようなそういった制度をお考えになってはいかがかと思いますが、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 市長。

○市長（池田 豊君） 議員からありましたように法定外公共物の維持管理というのは少子化、高齢化が進む中で大変難しくなっていると思います。

また、ありましたように地域によって様々であります。そうした中でやっぱり法定外公共物は原則としたら地域の方でやっていただきたいと思っておりますけれども、地域によっては大変困難なことも想定されます。そうしたものにつきましては、先ほど部長が答弁したように、いろんなところに協議しているところでございますけれども、地域のコミュニティの活動拠点であります公民館の機能強化というようなことから総合的にそういう問題に取り組むように検討していきたいと思っております。

○議長（田中 敏靖君） 6番、久保議員。

○6番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。公民館の機能強化ということで、確かにそういったところに、ほかの議員の方からもあつたりしますが、例えば交付金的なものとかそういった形で、少しでも現状が変えられるようにしていただけたらと思います。

原則、住民の方に管理していただきたいというふうに市長はおっしゃいました。ただ、条例上、一義的な管理者はやっぱり市になるんじゃないかというふうに解釈いたします。最終的な責任というのはやっぱり市にかかってくるんじゃないかと思いますので、そのあたりを踏まえた上でしっかりとこの問題に立ち向かっていただきたいと思います。

最後に、最後にと言いますか、ちょっとこの前、目についた記事があつたんですけど、兵庫県の大学生が草刈りをビジネスにしようということで研究をしたということで、県の職員等にも提案をした上で5年後には起業してそれをビジネスとしてやっていこうというような記事を見たりしました。やっぱり時代の流れの中でそういったもので起業していこうというような動きもあつたりします。

以前、何回か議場でコミュニティビジネス、あるいはソーシャルビジネスというものを取り上げたことがございます。防府市もコネク22で創業支援等をされておられますけれど、そういった地域問題の解決ということで若者が起業できる可能性もございます。こういったものができれば、若者の起業もそうですし雇用もそうですし、そして地域の問題も解決していくと、そのように全てうまくいくとは限らないかもしれませんが。可能性としてはそういった方向もあるかと思えます。コネク22のほうでそういった創業支援もあるよというような情報を提供していただいて、地域問題が少しでも解決できるようにというふうに思っております。

すみません、まとめますけれど、とにかく本当に喫緊の課題であると思えます。もう高齢化は一日一日と進展してまいりますので。やっぱり全ての地域が困っているわけじゃないんです、恐らく。替え刃の支給の実績とか燃料の実績を見てもやっぱり地域できちんとやっていこうというところも多いかと思えます。問題はさっき言ったような本当に単位自治会でここは無理というところになってくるかと思えますので、そのあたりをしっかりと見分け、一律ではなくてもいいと思えますので、単位自治会の連合会長さんからよくお話を聞かれて、どういうふうにしてやっていくのかということをしつかりと協議していただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、6番、久保議員の質問を終わります。

○議長（田中 敏靖君） 次は、13番、高砂議員。

〔13番 高砂 朋子君 登壇〕

○13番（高砂 朋子君） おはようございます。「公明党」の高砂でございます。

それでは、3項目にわたって質問をさせていただきます。

まず、1項目め、防府・未来へのネットワークの整備について、2点質問いたします。

1点目、県道防府環状線牟礼工区開通における安全対策について質問します。

令和元年9月議会一般質問において、牟礼柳交差点から国道2号防府バイパスまで延伸のために必要となる周辺道路等の安全対策を要望いたしました。具体的には、牟礼小近く、牟礼柳交差点より延伸し、スーパーのあるところですが、市道との接合部分の新たな交差点へは信号機の設置を、またさらに延伸し、国道2号防府バイパスへの接合部分は大きな懸案事項であり、上り下りの分かりやすい案内標示の設置を、また、通学路でありバス停留所もある下りアクセスとなる側道牟礼2号線の拡幅、安心・安全な歩道確保等の整備をこの3年間要望してまいったわけでございます。

本年9月議会において、曾我議員の質問により新年度からこの安全対策に着手する旨の答弁があり、当初より要望してまいりました私どもといたしましても大きな拍手を送らせていただいた次第でございます。心より感謝を申し上げます。そこで、改めて今後の事業の流れ、整備内容等を伺います。

2点目、国道2号台道拡幅事業等の今後の事業の流れ、整備促進について質問します。

私は、大道地域に住み36年になります。山陽本線大道駅のあるありがたさ、国道2号、県道21号山口防府線、県道25号宇部防府線が通っていることの便利さを感じてまいりました。

しかしながら、国道2号台道・鑄銭司区間の朝夕の渋滞解消や、交通事故が起きるたびに安全対策を求める声、要望は地元からも多く、長い期間行政に届けられてきました。私も議員となつてからは拡幅・歩道整備への思い、安全対策の必要性を強く感じてまいりました。道路の形状としてはカーブが多く、国道周辺に住んでおられる方々にとってはいつ車が飛び込んでくるか心配で安心して暮らせない、特に夜は怖いとの声を聞かせていただいております。私自身、交通事故による一時的な渋滞に巻き込まれ、警察車両、救急車両が現場へスムーズに向かうことができず立ち往生する場面に遭遇したことがございます。上下一車線ずつの狭さによりスムーズに進めなかったものでございます。私どもも微力ながら県、国へと公明党のネットワークを通じて何度も要望を重ねてまいりました。池田市長の手腕により、国道2号台道拡幅事業が山口市との連携の下、大きく動き出したことに大きな安堵と期待を、そして喜びを多くの方々が感じでおられることだと思っております。

台道・長沢地域には拡幅・歩道整備を何十年と願ひ、待ち望まれておられながらも、この朗報を知らずに亡くなられた方々が少なくありません。私が訪問するたびに工事はまだかね、いつになるんかねと言われておりました。墓前に報告したいと思います。大きな期待が寄せられているこのたびの情勢、今後の事業の流れ、整備促進について伺いたいと思います。

本年10月、本市台道、山口市鑄銭司にお住まいの皆様や周辺地域の企業、事業所等にお勤めの皆様等の道路利用者に対し御意見を伺い、整備方針に反映させるためのアンケートを実施されています。多くの方が思いを寄せてくださっていると思います。期待されている皆様の思いを事業実施体の国へさらに届けていただきたいと思ひますし、より多くの方々へ拡幅・歩道整備の早期実現の気運を高めるためにも、さらに希望ある広報活動を展開していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。本市の御所見を伺ひます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中 敏靖君） 13番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 高砂議員の防府・未来へのネットワークの整備についての2点の御質問にお答えします。

本市における国道2号の拡幅や防府環状線の整備などの防府・未来へのネットワークの構築は、本市のみならず県央部の発展にとっての最重要課題であり、国・県・市の連携の下、全力で取り組んでおります。

まず、1点目の県道防府環状線と国道2号接続の市道の整備に関する今後の展開と整備内容についてです。

国道2号富海地区の4車線化や農道牟礼小野線、議員御案内の台道から防府市の臨海部を通り、牟礼までを結ぶ防府環状線の牟礼工区につきましては、いずれも令和7年度の完成を目指し、順調に事業が進められております。

こうした中、御案内のとおり防府環状線と国道2号の下関方面へのスムーズな接続方法が大きな課題となっておりました。この解決のため、国や県と協議を重ねた結果、市の事業としての実施が可能となりましたことから、令和7年度の完成を目指し、来年度から国道に接続する市道の拡幅事業を実施することといたしました。

市道の拡幅に当たりましては、地元から通学路としての安全対策に関する強い要望もいただいております。歩道の設置など安全で安心な道路となるよう努めてまいります。

また、議員から要望のありました防府環状線と市道焼田大平山線の交差点部における信号の設置などにつきましては、現在、県及び公安委員会において検討をいただいております。

す。

次に、2点目の国道2号台道拡幅事業の今後の流れ等についてです。

国道2号台道・鑄銭司間拡幅事業につきましては、平成30年に市長に就任して以来、国土交通省、また中国地方整備局等に対し要望を重ねてまいりました。そして、昨年12月には御案内のように山口市と立ち上げた期成同盟会として、斉藤国土交通大臣に直接早期の4車線化の必要性を訴え、大臣から御理解をいただき、大きく一歩前に進みました。

これを受けて、現在、国と県、山口市、防府市から成る国道2号道路整備検討会を設置し、台道・鑄銭司間の整備方針の検討を進めており、地域の方々や事業者にアンケート調査を実施したところであり、早期の事業化に対する地元の期待の大きさを改めて感じているところでございます。

今後、事業着手に向けては、都市計画決定の変更などが必要と見込まれることから、速やかに手続を進めていただくよう国や県に対して要望しておるところでございます。

このように、国などへの要望活動を行う一方で、早期の事業化に向けては地元の皆様の熱意が不可欠です。このため本年3月に本市と山口市の民間事業者や地元の方々による民間の期成同盟会が設立され、7月には高砂議員をはじめ多くの市議会議員の皆様にも御出席いただき、官民共催による整備促進総決起大会を開催し、早期事業化への機運を盛り上げたところでございます。

今後、この機運はさらに盛り上げていかなければなりません。そのためには、市民の皆様は台道・鑄銭司区間の4車線化についてしっかりと知っていただく必要があります。

このため、現在、この区間の事業内容を山口市と連携し、お互いの市のホームページや市の広報で広く市民にお知らせするとともに、各種イベント等におきましては、パネル展示やチラシの配布も行い、来場者の方に直接説明するなどPRに努めております。

今後も大道地域において4車線化の常設パネルを設置するなど、さらにPRの強化を図ってまいりたいと考えております。本市と山口市をつなぐ台道・鑄銭司間の拡幅は防府市のみならず県央部の発展につながるプロジェクトであります。早期事業化に向け、山口市とも連携を図りながら全力で取り組んでまいりますので、市議会議員の皆様の一層のお力添えをお願いしたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） 力強い御答弁をいただきました。ありがとうございます。こういった道路の環境整備が県央部の最重要課題ということで防府が担っていることを本当

に誇らしく思っております。

県道防府環状線牟礼工区の開通に関してですけれども、国道2号へのアクセスの部分、市道の拡幅が確定したことということで、本当に喜ばしいことだと心より感謝を申し上げたいと思います。

明年は農林業の知と技の拠点、また完成をし、また御回答にもございましたが、令和7年には国道2号富海拡幅の完成であったり、また農道牟礼小野線の完成であったり、時を同じくしてこの防府環状線の開通となれば、幾重にも防府市にとって飛躍の基盤が整う年となるということでもあります。

国道2号へのアクセス部分は、本当に私もよく通る道なんですけれども、安全対策は本当に必須だと感じてまいりました。国道下りへの進入を迷われて逆走された車と遭遇したこともございます。

市長より答弁がございましたけれども、国・県との連携の下、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

総合計画策定前に市営坂本住宅の改修再編の早期実現を要望いたしまして、必要事業と判断していただき計画に盛り込んでいただきました。

先ほどからの御答弁にありましたように、大きく変わる牟礼周辺の整備とともに坂本周辺の再編が進んでいくことで、今後大きく牟礼地域、ひいては防府市の活性化にもつながるのではないかと期待をしております。

先日、この周辺の方々と懇談する機会がございまして、牟礼は変わりますよと説明をしたところ、元気が出ますねと本当に喜んでくださいました。本当にありがとうございます。

それから、国道2号台道・鑄銭司間のことでございますけれども、現在、国と県、山口市、防府市から成る国道2号道路整備検討会が設置されたことの意義は本当に大きいと思います。市長を先頭に国への要望を重ねてくださっていることに心より感謝申し上げたいと思います。

そこで、再質問を2ついたします。

地域住民、周辺企業、事業者等に向けてアンケートがされたことを御紹介をいたしました。このアンケートはどのような先に配布されたのか。また、配布数であったり、また今後どのように生かしていかれるかをお聞きしておきたいと思います。

○議長（田中 敏靖君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 御質問にお答えします。

まず、アンケートにつきましては、はがきで用意したものを8,000通、また、ウェブ上でもアンケートを取っております。アンケートの配布先については、台道・鑄銭司地

区には全戸配布をしております。また、マツダさんをはじめ、企業に約1,500枚、大型店舗にも置いてアンケートのほうを行っております。

また、そのアンケートの活用方法なんですけれども、拡幅事業の早期実現や4車線化、道路整備の必要性など整備方針の基礎資料として活用する予定としております。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） ありがとうございます。多くの方の声が届いているかと思えますので、しっかりと基礎資料に反映ということでございましたが、生かしていただければと思います。

2点目は、大道地域に住んでいるものですから、大道地域への今後の説明、また啓発等はどのようにされていかれるか、お聞かせください。

○議長（田中 敏靖君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） まず、機運を盛り上げるために大道地区でワークショップを開催したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） 折々のお知らせ等もしっかり幅広い方々へお知らせしていただきたいと思えます。

第5次防府市総合計画に掲げる安全・安心を第一にしたまちづくりの実現に向け、国・県・市が連携し進められている防府・未来へのネットワークの構想、大きく期待を申し上げているところでございます。今後ともどうかよろしく願いをいたします。

それでは、2項目めに入ります。

子どもの健やかな成長のための切れ目ない支援について質問します。

私ども公明党は、子どもの幸せを最優先する社会を目指し、結党以来、教科書の無償配布、児童手当の創設、不妊治療の保険適用、出産育児一時金の拡充、幼児教育・保育の無償化、子育てしやすい働き方への転換を盛り込んだ働き方改革推進法の推進等々、様々な政策を提案、実現してまいりました。急速な少子化、人口減少への流れは止まらず、核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、子どもや家庭を取り巻く環境は深刻な状況です。

このような状況を乗り越えるために、このたびライフステージや子どもの年齢等に応じた支援の充実を図るために子育て応援トータルプランを示しました。厚生労働省統計によりますと、昨年、コロナ禍において我が国で生まれた子どもの数は、過去最少の81万1,622人で、想定より7年早く少子化が進んでいます。

また、内閣府の2021年度人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査によりますと、過去20年間子どもを持つことへの希望はあまり変わっていないと考えられてきましたが、近年、子どもを持つことに対する希望が低下し、子どもを持つことをリスクと考える若者が増えていることが指摘されています。

もとより結婚・出産は個人の自由な意思決定によるものですが、一方で、次世代を育む仕組みをつくれない社会は継続することができません。

そこで、改めて子どもの幸せを最優先に、子どもを安心して産み育てられる社会を構築し、少子化、人口減少という未曾有の事態を乗り越えていくことの重要性を今後も訴えてまいりたいと思います。

明年4月に子ども政策に携わる関係府省の担当部局が統合され、子育て支援の強化のほか、貧困、虐待といった問題の解決を目指すこども家庭庁が発足します。子どもの幸せを最優先する社会の実現へ向けて総合的な取組が始まります。

本市におきましては、第5次総合計画の重点プロジェクトに子どもが健やかに育つ環境づくりが挙げられており、こども家庭庁発足に伴い、切れ目ない支援、総合的な支援がさらに重要になってまいります。

私も微力ながらこの機を捉え、様々な提案をしていきたいと考えております。

今回は、乳幼児への支援について、2点質問します。

1点目、1歳前後の乳幼児への支援について質問します。

乳幼児期から幼児期に移行する成長発達の著しい1歳前後は、個人差が大きくなる時期であり、育児への不安を抱える保護者もおられます。また、職場復帰の時期とも重なりやすい時期と言えます。社会保障審議会の虐待死事案の年齢別構成についての発表を見ますと、ゼロ歳から1歳までが多くなっておりましたし、獨協医科大学の産後うつ有病率についての発表においては、産後1か月から1年までの間はほぼ同数の方がかかっておられました。

このような実態からも1歳前後の乳幼児を抱える保護者への支援は重要になってまいります。この期間における支援の充実が必要ではないでしょうか。本市の御所見を伺います。

2点目、低出生体重児への支援について質問します。

低出生体重児の保護者は、子どもの今後の成長や発達への不安が大きいことから、保護者に寄り添ったきめ細やかな支援が必要となります。

私ども公明党では、低出生体重児の成長発達状況を細かく記録できる冊子リトルベビーブックの導入を全国で推進しています。通常の母子手帳の多くは、一定の数値を下回る身長、体重が書き込めない等、低出生体重で生まれた赤ちゃんを持つ親にとっては十分な記

録ができないため、精神的な辛さを強いられることがございます。その声に応えたものです。

我が県におきましても、昨年12月議会で要望、現在作成に向けて協議中であり、年度内に完成予定と聞いております。

また、以前、山口県リトルベビーサークル「なーれ」の代表の方から同じ悩みを抱える保護者同士交流の場で一緒にお話ししませんかとのサークルの御案内をいただき、市保健センターへ御紹介させていただきました。県内にその輪も広がっているようでございます。

低出生体重児に対する本市の取組を伺うとともに、低出生体重児専用のリトルベビープックの活用や交流サークル等の御案内についての御所見を伺います。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 高砂議員の子どもの健やかな成長のための切れ目ない支援についての2点の御質問にお答えいたします。

私は子どもたちが健康で元気に育ち、保護者の皆様が安心して子育てができることが大切であると考えており、「輝き！ほうふプラン」において、未来を拓く子どもたちの育成を重点プロジェクトに掲げ、葉酸サプリメントの配付をはじめ、新生児聴覚検査、おたふくかぜ予防接種の助成など、妊娠前から出産・子育てまでの切れ目のない防府独自の支援を防府医師会とも相談をしながら積極的に行っているところでございます。

まず、1点目の1歳前後の乳幼児期の支援についてです。

本市では、親子を見守り、保護者が安心して子育てできるよう、地域の身近な相談役である母子保健推進員に1歳の誕生日での家庭訪問を実施し、保護者の相談に応じてもらい、必要な場合には健康増進課の保健師が個別に対応を行っております。

また、毎月実施しております乳幼児相談をはじめ、子育て応援室まんまるほうふでも随時相談をお受けしております。

さらに、子育てについて悩みや不安を抱えている保護者が子どもとの関わり方を学ぶゆつくり子育て学び塾を年4回保健センターで心理学の専門知識と技術を持つ公認心理師を講師として開催しております。

乳幼児期の支援は、産後うつの早期発見や児童虐待防止の視点からも大変重要と考えておりますので、今後も医療機関や母子保健推進協議会、子育て支援課こども相談室等、親子に関わる関係機関と連携しながら、さらなる支援に努めてまいります。

折しも、国におきましては来年4月にこども家庭庁を創設され、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的な実施など、子育て世帯に寄り添う新たな施策が実

施される予定です。

これを受け、市といたしましても、国の動向をしっかりと見極め、虐待やいじめ、ヤングケアラーなどの複合的な課題に対して関係課が一体となって横断的に対応できるよう、組織体制の充実強化を図り、総合的に進めていくこととしております。

次に、2点目の低出生体重児の保護者に対する本市の取組についてです。

出生時体重2,500グラム未満の低出生体重児で生まれた場合には、退院時に連絡票が市へ届くことになっており、速やかに保健師・助産師が家庭訪問を行い相談に応じております。そして、個々の状況を踏まえ、保健センターでの乳幼児相談や子育て応援室まんまるほうふを紹介しております。また、育児について不安を抱えている母親に対しましては、産婦人科に再度宿泊し、育児方法等を学べる産後ケア宿泊型事業を紹介するなど、必要に応じてしっかりと支援を行っているところでございます。

次に、リトルベビーブックの活用等についてです。

現在、県で作成がされているところであり、完成後必要な保護者の方へ配付をいたしますとともに、保健師等が記録の記入等の支援を行うこととしております。

また、高砂議員から御紹介いただきました山口県リトルベビーサークル「なーれ」につきましては、既に対象である保護者にチラシを手渡し、周知に努めております。

今後も保護者の皆様が安心して子育てができるよう、しっかりと支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） ありがとうございます。まんまるほうふをはじめ、関係課との連携の下で様々な丁寧な心温まる御支援をしてくださっていること、御紹介をしていただきました。私は、常々、防府市において頑張ってくださっている保健師さんをはじめ、関係の部署の方々の力、本当にすばらしいなということを感じております。本当にありがとうございます。

再質問を2点させていただきます。

コロナ禍ではありますが、乳幼児の成長や発達、さらに育児の気がかりを解消するため、安心して相談できる体制が重要なわけでございますけれども、乳幼児相談の状況について伺いたいと思います。

○議長（田中 敏靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

乳幼児相談の状況につきましては、コロナ禍となり相談を一時やむを得ず中止しており

ましたが、感染防止対策を徹底するとともに予約制とすることにより相談を再開し、令和2年度は18回、延べ323人、令和3年度では23回、述べ662人の相談を受けております。

乳幼児相談を受ける中で運動発達に心配のある場合は、理学療法士による発達相談へ、言葉の遅れなどの心配がある場合は心理相談へつなぐなど支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） コロナ禍ではありましたが、様々な工夫をしていただいて対応していただきました。着実に増えていく案件だろうと思います。運動発達や言葉の遅れに心配な場合はもう専門機関につながれているということでございます。乳幼児の成長発達、そして育児の相談を受け止めていただくことがきっかけで、経済的なこと、児童虐待、DV等、そういった家庭内の問題が発覚することがあるかもしれません。私も折に触れて御相談をいただくことがございます。そういった折にはぜひとも市内の連携の下でしっかり御支援をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

2点目ですが、安心して子育てができるよう妊娠・出産・育児の記録などの母子手帳機能に加え、予防接種スケジュール管理や子育ての支援の情報を年齢等に応じてプッシュ型で配信するアプリ「母子モ」の導入をされております。

初日、山田議員が内容の充実を要望され、早速対応された旨が御紹介をされました。改めてPRの必要性を感じたところでございます。

現状も含め、今後の活用普及について、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（田中 敏靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

まず、母子健康手帳アプリ「母子モ」の現在の状況を登録者数で申し上げますと、4月1日時点での登録者数が598名、11月20日現在で1,090名と着実に増加しております。

また、活用につきましては、子ども・子育てに関するイベント情報の発信などに活用いたしております。

今後も登録者数が増加するよう、市広報やホームページなどでしっかり普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） 着実に増えている様子でございます。積極的なPRをどうぞよろしくお願いをいたします。

母子健康手帳の内容は、来年度改定される予定です。厚労省の検討会が9月発表の中間報告では、見直しのポイントとして手帳のデジタル化に向けた環境整備、産後ケア事業の記録欄の追加、父親や家族が記載する欄の増加、多様性に配慮した情報提供の充実等が挙げられています。しっかり反映し、取り入れていただきますようよろしくお願いをいたします。

私は、この質問に当たって、最近、我が子の母子手帳を取り出しまして、1ページ、1ページ懐かしくめぐりました。成長を楽しみに記入を重ねたことを思い出しましたし、自分で言うのもおかしいんですけども、いとおしきにあふれているのがよく分かった次第でございます。時代が変わろうともその思いは変わらないと思います。生まれてきてくれてありがたいの思いがあふれるような手帳となるよう、いろいろな御配慮をよろしくお願いをいたします。

今、国会では第2次補正予算審議が行われているわけですが、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の一体化した事業が盛り込まれております。

伴走型相談支援は、様々なニーズに即した必要な支援、面談の工夫が重要になってまいります。また、経済的支援については妊娠届時、出生届時の応援給付金が議案に上程されておりますけれども、対象者への配慮とともに当事者にしっかり使っていただける工夫を現場でよろしくお願いをいたします。

先進地の事例を見ておりましたら、妊産婦のタクシー券、赤ちゃんのおむつ券、家事サポート券を発行している自治体もございました。この交付金の活用に大きな期待が寄せられます。どうかよろしくお願いをいたします。

最後に、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう切れ目ない支援、取組を今後ともお願いをいたしまして、この質問を終わります。

それでは3項目めに入ります。

防府ファンの創出・拡大のための取組について質問をいたします。

近年、ライフスタイルや働き方の多様化が進み、さらにICT化の進展等により、田園回帰と言われる都市部から地方、農山漁村等への移住の動きが出てきております。東北大地震災以降、増加傾向にあるとも言われ、コロナ禍においてはそれは顕著なものとなりました。

一方、観光や旅行は滞在型、地域交流体験型へと変わってきておりますし、ふるさとで

のテレワーク、お試し移住のような二地域居住や、地域おこし協力隊のような一定期間の地域滞在型の広がりも出てきております。

昨日の牛見議員の質問の際、転職なき移住という新たな動きのお話も御紹介されました。

このような状況下、本市の第5次総合計画には防府ファンの創出・拡大として、U J I ターンの促進と関係人口の増加が挙げられています。防府ファンという言葉には、希望や活力を感じます。防府を離れたけれども応援したい、防府に帰りたい、防府に住んでみたい、行ってみたい、防府で創業したい、働きたい、また、学びたい等々、防府に期待を寄せてくださる方々、また防府に住んでよかったと言ってくくださる方々、このような防府ファンをいかに増やしていくか、今後の重要なテーマだと思っております。

そこで、2点質問します。

1点目、防府ファンの創出・拡大のために本市との関係人口を増やす取組について質問します。

関係人口とは移住などの長期的な定住人口でも観光などの短期的な交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々を指します。総務省は、これからの地域づくりの担い手として、従来からの地域住民だけではなく、移住者や地域外の人材等も含め、地域内外の担い手を広くつなぎ止め、活用していくことが重要であるとし、各自治体においては関係人口を認識し、地域と継続的なつながりを持つ機会、仕組みを提供していくことが重要としています。近年、地域おこし協力隊員をはじめ、新しい仕組みが生み出され、変化を引き起こすことができる人材——ソーシャルイノベーターが地域に入り始めています。今回、総務委員会の行政視察で参りました岡山県高梁市、笠岡市も成果を出しておられました。

総務省は、ふるさととの関わりを深めようとする人々の新しい動きに着目し、段階的な移住交流への視点として、移住者、移住希望者のニーズを把握した上でライフステージに応じた多様な交流の入口を用意すること、また、ふるさとへの思いを受け止めることが重要とし、各自治体が幅広く関係人口を募り、継続する仕組みをつくるよう方向性を示しています。

本市では、総合計画に記載されていますように、ふるさと応援推進月間の取組や、県の山口つながる案内所やSNSの活用等による情報発信がございしますが、さらに積極的な、また、画期的な取組が必要ではないでしょうか。

例えばですが、防府ファン募集を大々的に掲げ、庁内横断的に動ける部署を強化し、継続的なつながりを持つ機会をどんどん発信、提供していく。このようなイメージを持っております。

総務省はつながりを持つ機会の例として、景観維持活動や地域の伝統行事への参加、パブコメへの参加や公共施設利用ができるふるさとサポーター証の発行、まちづくり会議等への参加要請、広報紙の送付等を挙げています。このような取組に対しての本市の御所見を伺います。

2点目、今後の移住交流の在り方を考えたとき、関係人口と地域をつなぐ仕組みを整えるため、コーディネート機能、プロデュース機能を充実させ、中心的な役割を担う人材を育成することが重要だと考えております。その先に移住・定住への流れも見えてくるのではないのでしょうか。本市の御所見を伺います。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 高砂議員の防府ファンの創出・拡大のための取組についての2点の御質問にお答えいたします。

本市では第5次防府市総合計画の重点プロジェクトに防府ファンの創出・拡大を掲げ、関係人口の増加に取り組み、移住・定住につなげることであります。

防府ファンとは防府を好きな人を指すものであり、お示しの関係人口をはじめ、観光等の交流人口、防府市民も含め広く防府を好きになってほしいとの思いを込めたものでございます。

まず、1点目の防府ファンの創出・拡大についてです。

防府ファンになっていただく上で、観光等による交流人口の拡大は防府ファン獲得の第一歩です。そのため、防府天満宮をはじめとする観光資源や、毛利博物館所蔵の国宝四季山水図などの文化財、来月4日に開催します防府読売マラソン大会など、本市が持つ多彩な地域資源を活用した情報発信に努めているところでございます。

こうした中、先週の裸坊祭の動画配信サービスの再生数は、翌日には1万2,000回を超えており、昨年より伸ばしてきているところでございます。加えて、防府の第一印象となります玄関口としての防府駅周辺の整備や魅力ある観光地づくりなど、観光客へのおもてなしに取り組むことが観光面からのファンづくりとなります。

また、観光面に加え、ふるさとを同じくする防府の出身者や防府にゆかりのある方に働きかけていくことは県外の防府ファンを増やしていく上で大変効果があるものと思っております。そのため、県外で開催される同窓会や県人会などに、私自ら積極的に出席し、防府の今をお伝えするとともに、地元製品のPR等もお願いしているところでございます。

防府への愛着や思いを強くお持ちの皆様には、防府ファンとして防府のよさを広めていただくなど、防府の知名度アップに一役買っていただきたいと考えております。

そして、防府ファンを増やす上で何よりも大切なのは、市民に防府を好きになってもらい、防府市民であることに誇りを持ってもらうことだと考えております。

先月、市内の高校において、まちづくりについての講演を行いました。生徒の皆さんには防府のまちづくりに興味を持っていただき、防府の歴史はすごい、防府の未来が楽しみなど多くの意見をいただき、意を強くしたところでございます。進学や就職等で県外に出られても防府のよさをそこでしっかりとPRしていただくとともに、将来、ふるさと防府に戻ってきてほしいと願っております。

このように観光で訪れた方、ふるさとを思う防府出身者や防府にゆかりのある方、そして防府にお住まいの全ての市民に防府ファンになっていただきたいと思っており、そのためにも皆様に愛される防府のまちづくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の中心的な役割を担う人材の育成についてです。

関係人口を含む防府ファンを増やしていくためには、中長期的な視点に立った人材の育成が必要です。まずは、市職員一人ひとりのレベルアップが重要であり、これまでも実施しております接遇等の研修に加え、新たに防府の歴史や文化などを熟知できる講座を設けるなど、訪れる方にしっかりとおもてなしのできる職員を育てていくこととしております。そして、その上でファンづくりの体制を組織としても強化するため、本市が有する歴史、文化、スポーツ等の優れた地域資源を活用した情報発信がしっかりとできるように、市の組織体制の見直しも検討してまいります。

そうした中で将来的には音楽における音楽のまちプロデューサー、田中雅弘さんのような防府ファンづくりを牽引できる防府にふさわしい人材の活用も検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（田中 敏靖君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。市長の思いとしては、交流人口の増加であったり、ふるさとを離れた方、また、ゆかりのある方々、そして市民を大きく巻き込んで防府ファンをしっかりとつくっていききたい、そういった熱い思いを語っていただいたと受け取りました。

先日、総務委員会の視察で高梁市、笠岡市に参りましたけれども、その御紹介は初日、石田議員からも詳しくございました。市の移住定住専門部署と民間を結び、機動的に動くコンシェルジュの役割は大きく成果を出しておられました。総務省が進めている受入れ地域側と地域外の人材の思いをマッチングするためのコーディネート機能、プロデュース機能を発揮されているということだろうと思います。もちろん市が置かれた様々な状況が

ございますので防府市ならではの取組が求められます。

先ほどから御答弁がありましたように、市長の熱い思いが形になるようにしっかりとこれから取り組んでいただければと期待を申し上げたいと思います。

市長の御答弁には市職員のレベルアップということで御紹介がありました。防府ファンづくりのための組織づくり、市の組織体制の整備が重要であるという旨の御答弁があったかと思えます。防府市職員の方々のレベルアップということでございますので、しっかりと大きく外へ外へと向いて発信をしていただきたいと思います。そのように強く念願をしておきます。

防府市は、県内の中でも人口減少率は低いほうですけれども高齢化率は着実に進み、出生数も着実に減少しております。将来人口の推計で2040年は9万7,838人、人口減少対策は全国で取り組むわけですから人材の取り合いになりがちですけれども、先ほどから御答弁にありましたように熱烈的な防府ファンを探して糾合して活躍していただく、政策的には御紹介のありました関係人口をしっかりと増やしていただき、移住・定住にも結びつけていただきたいと思います。そのような形で人口減少社会に対応していただきたいことを要望しておきます。

昨日、牛見議員より幅広い観点からの人口減少社会対応を求める質問に対し、市長は総合計画のプロジェクトを確実に実現していくことで対応していきたい旨の答弁をされました。防府の強み、魅力をしっかりと発信していただき、防府に注目、防府ファン集合の政策をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。ことを申し上げたいと思います。

防府読売マラソンも防府を知っていただくための大切な機会だと昨日訴えられました。大きな期待を申し上げたいと思います。

また、その新年度予算につながるようにこの政策の発展を希望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、13番、高砂議員の質問を終わります。

○議長（田中 敏靖君） 次は、14番、和田議員。

〔14番 和田 敏明君 登壇〕

○14番（和田 敏明君） 会派「改革」の和田敏明です。質問に入ります前に、前回質問をいたしました市役所4号館前のおもてなし駐車場ですが、早速あの大きな表示物をしていただきました。どこまで効力を発揮するか分かりませんが、弱者の視点に立って一歩踏み込んだ対応をしていただきましたことを感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

まず、1点目の通学用かばん等についてということで、令和5年度、市内の公立小学校

へ入学する新1年生全員に通学用かばんが無料で支給されます。このことについて、以前に発注業者選定について、それとかばん選択の自由化について、安全性、機能性等について、歴史と伝統についてをお尋ねしております。

回答にあった発注業者選定については、市の登録業者を指名し、4業者からのプレゼンテーションを行い、その中から審査委員会で決定したこと、また安全性、機能性については収容力、耐久力、負担のかかる部分への衝撃緩和剤の使用、撥水効果や防菌機能等、一般のランドセルと遜色のない旨の回答がありました。

しかしながら、かばんの選択の自由化についてと歴史と伝統についての回答は、とても市民に対し説明できるものではなかったことから改めて質問いたしました。

まず、かばんの選択の自由化について皆さんに分かりやすいように、これまでの私の質問の内容を少し振り返ってみますと、本市では市立小学校での統一した通学用かばんの義務化はされておられませんので、これまでどおり小学校へ入学するに当たり、新たにランドセルを購入し、使用することは決して制限されるものではありません。つまり、来年度からは通学用かばんの無償支給と自由化がセットで進められることとなるのではないかと思います。通学用かばんの支給については、自由を選択し、新たにランドセルを購入された方には支給かばんと同額を補助金として支給すべきではないのかと思われそうですが、いかがでしょうかと質問をいたしました。その質問に対し、全ての小学新1年生に平等に贈呈いたしますので、補助金等の支給は考えていない。なお、本かばんは登下校だけでなく校外活動などでも使用することを考えているとの回答がありました。当初の提案理由は、あくまでも通学用かばんとして使用されることが条件でした。しかしながら、このような回答では市民の方々への説明は難しく、単に決めたのだからという姿勢に見えてしまうがありません。よく考えてみてほしいのは、ランドセルの購入は保護者や祖父母、特に新入学生の子どもたちにとって一生に一度の楽しみであり、一大イベントではないでしょうか。このような一貫してない理由で入学する子どもの夢、自由を奪うことが許されるのでしょうか。また既に通常市販されているランドセルを購入された方々もおられることとお聞きしたので、市内のランドセルを販売されている店舗で調査したところ、例年どおり、年度変わりと同時に人気のあるかばんを購入されている方は相当数おられるとのことでした。人気が高いランドセルについては既に現品限りで完売のランドセルもありました。実際、このような場合、通学用として支給されたかばんはどうなるのでしょうか。

そこで、お尋ねいたしますが、最初に既にランドセルを購入されている方への対応はどのようになるのでしょうか。税金の使い方としてはあくまでも平等に分配されるべきと思いますが、いかがでしょうか。

2点目に、支給かばんは必要ないとされた場合、そのかばんは余ってしまいますが、そのかばんはどのように処理されるのでしょうか。

3点目に、これまでの質問の回答のあった校外活動での使用とは何か取ってつけたようなものと感じますが、一体どのような活動なのでしょうか。

この問題は入学する子どもの夢、自由を奪うことにつながりかねないと思いますが、以上、3点について執行部の御見解をお尋ねいたします。

続いて、通学かばん等についてということで、以前質問した歴史と伝統についての回答から主に質問いたします。

御承知のとおり、私は本年第1回定例会の一般質問において、このたびの通学用かばんと性の多様化への対応等も加えた市内全小・中学校の制服の統一について一般質問いたしました。その際、制服については各学校長の権限で判断を任せている。また、学校それぞれの歴史と伝統があるとの理由により、制服の統一は教育委員会が主導できない旨の答弁がなされましたので、その後、再確認するため、次のとおり質問いたしました。

教育委員会は、制服の変更を主導できないのであれば、このたび支給される通学用かばんについても主導できないものと思われませんか、との質問に対しては、このたびの通学用かばんは、市教育委員会の施策でございまして、各小学校長と情報交換をしながら進めております。つまり、教育委員会が主導で行ったとの回答でした。

次に、制服には歴史と伝統があるとの回答でしたが、通学用かばんにはないという各小学校長の見解は何を基準に判断されたのか、お尋ねいたします。

この質問に対しては、ランドセルにつきましては制服とは異なり、各学校において色や形の指定は行っておらず、保護者の方が市販品を購入されておりますとの回答がなされております。

そこで、お尋ねいたします。さて、このたびの通学用かばんは、市教育委員会の施策と回答されましたが、現行の教育委員会制度においては教科書や教材に関しては教育委員会の施策となっておりますが、制服と同様に通学用かばんを主導、決定する権限についての記述はないと思われませんが、いかがでしょうか。

また、市内全小・中学校の制服についても通学用かばんと同様に義務化はないと思いますが、各学校の歴史と伝統において制服と通学用かばんに対する教育委員会の見解の違いを分かりやすく教えてください。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 和田議員の通学用かばん等についての御質問にお答えいたし

ます。

本かばんは、子ども・子育て支援ほうふっ子応援パッケージの一環として、日頃から子どもたちに関わってくださっている方々の様々な意見をいただき、子どもたちの安全・安心を第一に考え、身体的負担軽減や保護者の経済的負担軽減を目的に作成したかばんであり、全ての小学新1年生に平等にお贈りするものでございます。

1点目の自由化についてでございます。ランドセルを購入されている方への対応について及びかばんが必要ないとされる方のかばんについてを合わせてお答えいたします。通学用かばんをお贈りすることにつきましては、今年度の当初予算を議会で御承認いただいた直後に、令和5年度の新1年生の保護者の皆様へ周知したところでございますが、それ以前から予約して購入されている御家庭もあったと聞いております。

この通学用かばんは、安全・安心でコンパクトな仕様に加えて、タブレット端末を収納するスペースを確保するなど多様な機能を持たせており、先日、山田議員の一般質問に対して市長が申し上げましたとおり、社会見学等でこのかばんを活用できれば、保護者の経済的負担の軽減にもつながるため、各小学校においてかばんの活用法について検討されているところであります。このようなことから、このかばんを新1年生全員に平等にお贈りし、様々な場面で使っていただきたいと考えております。

次に、校外活動の内容についてでございます。通学用かばんの活用が想定される校外活動とは、社会見学や生活科、総合的な学習の時間等、郊外で活動する場面を想定しております。

2点目の通学用かばん等についてお答えします。本かばんは、本年度の当初予算を議会で御承認いただきました後に、通学用かばん支給事業に係る企画提案競技審査委員会の委員の皆様からいただいた御意見を基に子どもたちの安全・安心を第一に考え作製したものでございます。

通学用かばんを主導、決定する権限につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条教育委員会の職務権限6号に、議員も言われました、教科書その他の教材の取扱いに関することがございますが、9号、児童・生徒及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関することに定められているところでございます。子どもたちの安心・安全と保護者の経済的負担の軽減において、市内全ての小学校新1年生にお贈りするものでございます。

また、制服とかばんの違いについてでございますが、制服は各学校の歴史や伝統が反映されたものであり、各学校が指定しているものだと捉えております。

一方、これまで小学校の通学用かばん、いわゆるランドセルにつきましては、制服とは

異なり、各学校で色や形などの指定をしておらず、保護者の方が様々なメーカーのいろいろな色や形のものを自由に購入されているものと捉えております。

私といたしましては、4月に本市で配りましたこのかばんを背負った子どもたちが元気に入学式に来ていただきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、幾つか再質問させていただきます。

負担軽減というのは分かります。子どもの負担、保護者の負担——保護者のほうは経済的負担になろうかと思いますが、まず、私、市内のランドセルを売っているところに行くと、今、すごい軽いものができているんです。機能性についてもすばらしいものがあります。ただ、ちょっとお値段は今回出すものよりかなり高額になろうかと思えます。

しかしながら、このかばんを、もう既にそのランドセルを購入されていて、このかばんを使わないという方については、これは保護者の負担軽減にはつながらないと思うんですが、その辺を私は平等にやっただらいかでしようかというような質問をしているんですが、その辺についてお答えください。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 先ほど申しましたが、予約済みで既に購入された方等もごさいます。それから、現時点では小学校のほうで新入生に向けて、かばんをこれに指定するという文字がございませんので、これまでどおりいろんなランドセル買われた方もごさいます。だから、それをうちとしてはそうならないように、すぐ、4月当初から何回もお知らせはしてきたところですが、そういう形で購入されている方もごさいます。それから、その方々がランドセルというか、防府が配ったかばんを使わないというのは、こちらとしては社会見学とかいろんなところで、明日は社会見学の防府市が配ったかばんを使うからということで学校が指定をした場合には、全員がそのかばんを平等に持っていくというようなことを想定しておりますので、全然使わないということは想定しておりません。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 例えば、社会見学等はそれを全ての学校で義務化していくということなのでしょう。例えば、もう既に購入している普通のリュックだとか、そういったものでは駄目だということなのでしょう。お伺いします。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） これについては、もう学校が決定することですのでこちらで

私とやかく言うことではないんですけど、社会見学に向けて新たにかばんを購入することなく、このかばんで行けるということで校長が捉えて、学年のほうに伝えるということになると思います。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 教育委員会の権限の範囲と校長先生の権限の範囲というのがあるかと思います。おっしゃられることも分からなくもありませんが、このたびのかばんについては教育委員会で主導で行っており、これは公金です。税金で支給されたものです。ここについて、やっぱりきちんとした形で使用される、それをきちんと確認する義務があるかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えします。

学校のほうで社会見学等を計画してやる場合に、どのようなことになるかということについてはしっかりこちらでも注目しながら、このかばんを積極的に使うように言っています。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） このかばんについては、1年間は不備が出た場合は無料交換ということですが、例えば、これが外部で目的外に利用されることが見受けられた場合、これは無償交換の対象になるのでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 本来の用途で、通学及び学校のそういった校外活動等の本来の用途で使われて生じた製品の不具合については、1年間の無償修理となっておりますので、今言われる目的外で、どんな使い方かちょっとまだ予想できないんですけども、壊れた状況の中で何をしていたかというのは当然聞いた上での対応になると思います。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 分かりました。この問題は、もう単に執行部だけの問題ではなくて、3月定例会に提案された新年度予算の中身の審査の詰めが甘かったことに対して私は本当に申し訳なく思い、反省しております。御存じのとおり、その後、機会あるごとに質問をしてみました。

さて、本来、市民からの要望により支援という名の下に税金を投入するのであれば分かるんですが、このたびの通学用かばんの支給に至る経緯といたしましては、市長、朝、立哨されているようで、通学中の児童を見て小さい児童が大きいかばんを背負って通学する

のはかわいそうだとの思いと、一部保護者からの声をお聞きする中で提案されたとお聞きしております。ここまではいいんですが、ここからが教育委員会と我々議会の役割になるうかと思えます。当然、教育委員会というのは首長からの独立性ということで、首長への権限の集中を防止し、中立的、専門的な行政運営を担保することが重要と捉えていますが、提案があってからえらいスピードで来たなという感じはしておりますが、私も実際現場に行つて声を聞いてみると、決定するのが遅いねって、やるんじやったら、先、令和7年度から始めますよとかしないと、そら購入しちよるよって店の方からお叱りを受けました。その辺の現場検証であつたり、P T Aとか、その地域に開かれた学校教育ということで学校運営協議会だとか、そういうところは協議はされなかったんですか。それも校長任せということなんでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） このかばんのその決定についてですが、ランドセルが高額になっているというのは一つあります。

それから、教育委員会のほうでは就学援助等のことで入学準備金等の支給をしております。その準備金とかばんの値段とかいろいろ思って、そういった部分での保護者の負担がすごく大きいということは、こちらに情報も入っておりますし、いろんな団体からの要望もございました。

それから、早めにとということ、周知なんですけど、議会を通るのが3月になりますので、それまでに配ると言ったら、それこそ議会の皆さんの軽視になるし、言えない部分があつて、12月のP T A連合会の総会の際に、私どもから今こういうことを考えているということでP T Aの会長さんからいろんな意見をいただきました。そのときに好意的な意見が多かつたので進めてまいつたんですけれど、外に大きく言えたのは3月議会が通つてからということで、先ほど議員言われましたように、それまでに申込みされている方には非常に申し訳ないなという部分でございます。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） これまで普通のランドセルで皆さん過ごして来られて、今回、市長の提案とか思ひは分かります。それは優しさであろうと思いますが、じゃあ令和4年度から慌ててやる必要があつたんでしょうか。その辺の現場検証がちょっと足りてないような気がするんですが、その辺はやっぱり教育委員会として、別組織としてしっかり協議が必要だつたんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） おっしゃるとおりだと思いますけれど、先ほど言い忘れまし

たが、各学校長ともこのことについては議会前に、こういうことを考えているんだということで学校の意見、校長の意見も一応集約をしております。そういった中で、先ほど申したように本格的に動き出したのが3月以降ということでございます。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 分かりました。学校運営協議会なんかもそうですが、主になろうかと思いますが、教育委員会の役割としては広く地域の住民の意向を踏まえて行われることが必要というふうな記述がございます。私も委員の1人ですが、ちょっとやっぱりその辺の話合いとかが全く足りていなかったのかなというような印象を受けております。

いずれにしても、これ公金ですので、今度、令和6年度以降も継続される思いがあるということも受けております。また、一事業者に公金が集中するのではなかろうかとか、いろんな問題が出てくると思いますが、これからも我々も事あるごとに意見、提言してまいりますのでどうぞよろしく願いして、この1点目の質問を終わります。

このまま行ってよろしいでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） はい、どうぞ続けてください。

○14番（和田 敏明君） 続きまして、校則の見直しについてお尋ねいたします。

令和3年6月8日、文部科学省より各都道府県市教育委員会指導事務主管課等に対し、校則の見直し等に関する取組事例について事務連絡がなされました。

その背景としては、報道等において学校における校則の内容や、校則に基づく指導に関し、一部の事案において必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかとといった、いわゆるブラック校則と言われている靴や靴下、肌着や髪の毛などの色指定、髪型、個人の行動制限等があり、これらが本当に現在の時代に即しているのかなどの観点から校則を見直すこと、また、その校則を学校のホームページで公開することなど12年ぶりに生徒指導提要改訂案が出されております。

このことから、さきの3月定例議会の一般質問において、市立の各小・中学校における校則の見直しの取組の内容や成果についてお尋ねいたしました。その主な回答といたしましては、文部科学省から通知を受け、教育委員会では各学校に対して校則の見直しをするよう指示を出し、全ての小・中学校が校則の見直しを行い、中には生徒も参加して校則の見直しを行った学校もある。このことを通じて児童・生徒の主体性を培うことにつながったことは大きな成果であると考え、これからも校則について考える機会を設けるよう各小・中学校に対して働きかけるといった答弁がありました。

その質問を私なりに市内の小・中学校の校則がどのように見直されているか調査をしてみたところ、ほとんどの小・中学校において何らかの校則の見直しがなされているものと

思いました。

しかし、校則の内容や指導に関し、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかと、いわゆるブラック校則といわれるものの在り方について、社会の変化を踏まえて全体的に時代に即した校則に見直しを求めたのではないかと思います。残念ながら、私が調査した範囲において不必要、不合理ではないかと疑わざるを得ない校則が何件か見受けられました。

そこで、今回調査した中、幾つかの学校における校則の見直しをされた事例の一つとして最も疑問に感じた時代にそぐわない、色の指定についてお尋ねいたします。

靴や靴下の色を白色に指定されていましたが、汚れが目立ちにくい黒、紺、グレー、ベージュではなぜいけないのでしょうか。他の項目の色指定を見てみると、まず、ランドセルの色は指定されておられません。冬季の服装においては、セーターやベスト、カーディガンの着用が認められており、色は黒、紺、グレーから選べますが、なぜか白色は選択肢にはありません。また、特に寒いときにはジャンパーやコート、長ズボン、手袋、マフラーの着用が認められておりますが、なぜか色の指定はありません。このように全く一貫性がなく、色の指定がされております。これは一部の学校を抜粋した中で言っております。全ての学校というわけではございません。

校則の作成において肝心なことは、まず、今の時代に即しているか。その色を変えたり、増やしたりすることで勉強の邪魔、あるいは校内が荒れるなど明確な理由が示された上で定められるものと思いますが、いかがでしょうか。

校則の内容について児童・生徒から、なぜ、どうしてなのと聞かれた場合、全ての教育者が等しく明確にその理由を説明し、納得してもらうことが大切ではないかと思っております。県の教育委員会は各校長や生徒指導の担当教諭が集まる研修会において、今、教育現場の意識改革が求められている。子どもたちの個性を認め、時代に合った校則に見直すよう呼びかけているとのことでした。

以上、これらのことを踏まえて、執行部は校則の見直しについてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 和田議員の校則の見直しについての御質問にお答えいたします。

校則は、健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられた児童・生徒が守るべき学習上、生活上の規律として定められたものでございます。社会通念上、

合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めております。社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、教育的意義を有しております。

まず、校則における色指定についてです。

各学校においては、靴や靴下の色の指定のみならず、児童・生徒の実情や個性を尊重し、地域の状況に即しながら校則の見直しを進めており、見直しの結果として校則を変更しない場合もございます。

次に、校則の作成についてと校則の児童・生徒への説明についてです。

3月議会の一般質問で答弁いたしましたとおり、校則の見直しの過程に児童・生徒を参加させることは主体性を培う大きな機会でございます。校則の見直しの過程に児童・生徒を積極的に参加させている学校も多く、各学校では自分自身に関わる重要なこととしての取組が進められております。

また、校則の指導に当たっては、まずは、全ての教職員が見直した部分も含め共通理解を図り、児童・生徒へ同じ対応ができることが大切であると考えております。

また、ホームページでの公開については、各学校では紙面にて児童・生徒、保護者などに校則の周知を行い、共通理解や内容の徹底を図っております。ホームページに生活の決まりなどとして公開している学校もございます。

現在、文部科学省において生徒指導に関する学校教職員向けの基本書である生徒指導提要の改訂中であり、その中では校則をホームページに公開することの必要性が示されることになっております。これらを踏まえ、児童・生徒、保護者等との共通理解をさらに深めるために、ホームページの活用について、今、各学校に指示をしているところでございます。

教育委員会といたしましては、学校が校則の内容や必要性について児童・生徒、保護者等との間に共通理解を持ちながらも校則の見直し等に取り組むよう、引き続き指示をまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

年度ごとの見直しというのは軽度なものはかなりになるかと思いますが、今回の、私、3月議会の一般質問において、各小・中学校における校則の見直しの取組や内容や成果をお尋ねしたところ、全ての小・中学校の校則の見直しを行ったとの回答がなされておりますが、実際には、文部科学省からの通知された必要かつ合理的な範囲を逸脱しているの

はないかといった、いわゆるブラック校則と言われるものの在り方について、社会変化を踏まえて全体的に時代に即した抜本的な校則の見直しはなされておりません。

今回、現場に行くと、今、まさにその見直しがを行ったところなんだと、今から1月、年が明けて、まず校則を載せていって、それを来年度からお配りするという回答がほとんどの学校からありました。だから、私が質問した時点では見直しが行われてないんです。なぜ、この虚偽の回答されたんでしょうか。お伺いします。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

私のほうでも学校のほうに調査をして見直しを行ったかということをお答えしておりますので、その学校の回答が行ったということでお答えしております。

先ほど申しましたが、見直しをした後に変更がなかった部分もございますので、それは御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 残念ながら、今、まさに見直しが行われて、まだここに出せてないということで複数の学校から御協力いただいて大変感謝しているんですが、校則をいろんな学校から頂いてまいりました。これ令和4年度のもので、私が頂いたのは本年10月以降です。その時点で、ほとんどの学校でそういった色指定であったり、そういった見直しがされてないんです。これは当時の回答とすごくかけ離れているんですが、基本的に文部科学省からの通達は教育委員会を通じていっているはずなんですが、その辺についての責任があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 先ほども申しましたが、色指定とか色については見直しをした後に変更がない、そのまま載せている学校があるということがございます。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 先ほども質問でも言いましたが、校長の権限も分からなくもありませんが、教育委員会の責務として中立、公正であることが求められていると思っております。各学校において、それだけ様々な対応されているということは、ここはきちんと整理しなければ、行く学校によって不平等が生まれるんじゃないでしょうか。そこはしっかり正していくのが教育委員会の役割ではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

各学校での不平等が起きることについては教育委員会の役割でしっかりと正してまいり

たいと考えております。ただ、校則につきましては、その見直しの中で各学校がその教育目標の実現という観点から校長が定めるということになっておりますので、先ほどから申しておりますように、その校則、今使っている校則が学校のその教育目標の実現においてこれでいいんだという決定の後に進んでおると、ただ、こちらのほうで下着の色とかいろんなことがありますよね、ああいったものについてはもう時代遅れだということは重々言っております。

以上であります。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 多分、令和5年度から大幅に見直しされたものが上がってくるんだと思います。でも、現時点ではなされておられません。もう間違っていると思っているものは早速やるべきではないかと思うんですが、例えば、ある学校では白のカッターシャツ、長袖可ということでこの着用の場合は下着を必ず着用する、体操服もしくは白を基準とした透けない色のシャツ等を着用すると書いてあります。私はファッションコーディネーターの方にちょっとお伺いしたら、白色のブラウスとかの下に着るのは濃い色じゃないと全部中の中まで透けてしまうという回答がありました。こういったところはしっかり調べた上で、その校長先生たちに通達されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） ファッションコーディネーターの方への意見は求めておりません。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） じゃあ、どなたの意見を求めているんですか、お伺いします。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 今の、部活等の指導は私たちもしてきましたが、白いシャツの下に物すごい濃い色の下着をつけた場合に、それが逆にすごく透ける部分もあります。そういったことも踏まえて、じゃあ色は何かということはないですが、そういったときに、変に刺激と言ったらおかしいんですけど、そういった生徒指導面も含めて見直しをかけておりますので、何回も申しますが、見直しをかけてもその文面が全部変わってくるということではございませんので、学校の中では子どもたちの意見とかいろんなことも聞きながら見直しは進めなさいという指導をしておるところでございます。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） ですから、その見直しがなされてないんです。例えば、靴下

は何で白じゃなきゃいけないですか。靴は何で白じゃなきゃいけないですか。これ明確に答えられますか。お伺いします。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 白でなきゃいけないということは言ってないんですけど、中学校側は先ほどの教育目標の実現という部分において身だしなみというところで地域の方から子どもたちの姿を見られています。そんな中で色がどうなったらどうだろうとか、いろんなこと、髪の毛のことも含めてこれが中学生らしいという言葉が正しいかどうか分かんないんですけど、そういった高校入試を前にした子どもたちがそれでどうだろうかということ踏まえながら学校の中でこういう協議がされています。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 分かりました。

それでは、学校で教鞭をとられていた教育長に質問いたしますが、もし、児童・生徒から、なぜ先生は制服を着ていないのですかと聞かれた場合、その場で瞬時にどのように回答されるのか、お答えください。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 教師の子どもたちの前へ出るときの指導の服装については、身だしなみの面で大人としてふさわしい服装、それから体育教師であればもちろんジャージですが、ほかの教員が授業においてそういったことがないようにという指導はしております。それは学校でもある程度、校長のほうで指導しているところなんですけど、小学校なんかは体育とかが続いた場合には、ジャージで過ごすこともございますが、子どもたちの前に出る大人として、教員はカッコいい大人であるということを私は言うておりますので、その部分できちっとした大人の姿を見せるようにという指導をしております。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） それでは、以前、子どもたちが校則を決めるときに参加した学校もあると回答があったと思いますが、そういった形でもうちょっと子どもたちに主体性を求めて、子どもたちもある程度自由に決められるような校則、きちんと守れるような校則の設定というのは進めていくべきではないかと思いますが、その辺についてちょっと何かお考えがあればお答えください。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 実際に調査をして、中学校のほうはいろんな要求を子どもたちがしてまいりますので、生徒総会等でそれが出て、決まったものについて、また職員会

でヘアピンの色とかいろんなこと、小さいことなんですけどそういったものが改善されています。

小学校なんかもやっぱり子どもの意見があった場合には、それを教員が1人で止めるんじゃなくて、こういう意見が出ているがということで学校全体で話をするようにしています。

小学校のほうはどちらかというと校則の中身を変えるというよりも校則の意義とか、どうしたら校則が守れるのかと、先ほど言った校則の意義なんかについてを子どもたちが学ぶ機会を、やっぱりこういった見直しの場面にまた改めてやっているという答えをもらっております。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） よく一般質問内で校長の権限というのが出てきます。それも分からなくはありません。ただ、教育委員会に私が求めているのは、中立、公正であるということ、各学校においてこの学校はいいねとか、羨ましいねとか、そういった不平等が生まれぬような中立性を訴えていくことを求めています。校長の権限で全て回答されるのであれば、教育委員会の在り方そのものを疑われるわけです。そこで、これは教育委員会そのものが、私、要らないと言っているわけじゃございません、一生懸命やっている部分も重々見えておりますので。ただ、この校則についてはちょっと今現状がそぐっていないのかなというふうな感じがしておりますので、もう少し強く訴えていただきたいと思います。

例えば、白でなくてもいいと言っても、校則に白と書かれてあったら、そこで生徒は注意を受けるわけです。そうすると生徒は戸惑いますよね。学校は楽しくないところになってしまいますので、きちんと明確な理由が要ろうかと思えます。

それでは、時間も押してまいりましたので、ちょっとある読売新聞の記事を御紹介して終わりたいと思います。

校則、納得が必要ということで、北九州市の12歳の中学生の子の記事です。

校則の是非については、よく見聞きするが、私たち生徒はやみくもに校則に反対したいのではない。納得できる理由があれば受け入れ、守ると思う。例えば、私の通う学校では整髪料は使用禁止だ。しかし、整髪料を使うと束ねた髪が落ちてこないのが勉強に集中できる。また、ヘアピンやゴムは黒か紺、茶色と決められているが、なぜほかの色は駄目なのかかわからない。校則はよりよい学校生活のために存在するものであってほしい。そして、もし校則を破り、生活が乱れている生徒がいるならば、学校にしてほしいのは校則指導よ

りも、生徒の事情を聞き、支えることだと思う。

この記事をお紹介して、私の全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、14番、和田議員の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時 開議

○議長（田中 敏靖君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、11番、三原議員。

〔11番 三原 昭治君 登壇〕

○11番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原でございます。2項目について質問いたします。

まず、1項目めは、喫煙所について質問いたします。

望まない受動喫煙の防止対策において、屋内で受動喫煙を避けたいと考えている人に対し、望まないのに受動喫煙を強いられる状況を回避するため、吸う人、吸わない人を分けた分煙対応が進められています。

防府市においても池田市長の就任後、着々と対策、対応が講じられており、令和3年、令和4年にはJR防府駅の南北に分煙を目的とした喫煙所が整備されました。

そのことから、最近は歩きたばこの姿を目にすることなく、路上の吸い殻も見られなくなり、効果を上げていると思っております。

また、市民から不評だった議会棟北側の自転車置場での喫煙に対し、暫定的な屋外喫煙所として整備するとのことで、現在整備がされています。

さて、令和3年3月の一般質問において、新庁舎建設に伴う喫煙所の整備についての再度の質問に対して、議会棟北側の喫煙所は高台にあることから恒久的な場所としては適地ではないとされ、今後、場所、大きさ等を検討し、新庁舎建設に併せて整備するとの答弁がありました。新庁舎建設も着々に進んでいますが、屋外喫煙所の設置場所について、位置等の、規模等の整備計画はどのように進んでいるのか、まず、お尋ねいたします。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（能野 英人君） 三原議員の新庁舎における分煙対策での喫煙所についての御質問にお答えいたします。

昨年3月の市議会一般質問で御答弁いたしましたように、プレハブ型の喫煙所につきましては新庁舎の建設前後では敷地の利用形態——これは工事期間中でいろいろ工事車両の関係とか仮囲い関係という意味でございますが、そのため新庁舎建設に併せて整備をするということにいたしております。

設置場所については、これまで6か所を検討し、現在、候補地として立体駐車場建設予定地の周辺を考えております。

市役所は健康増進法における第1種施設となることから、喫煙所の適地は限られた場所となりますが、市民の皆様の利便性等も考慮しながら、最適な場所となるよう決定してまいります。

なお、先ほど議員からも御案内がございましたが、当面の喫煙所といたしましては、昨年改修した議会棟北側の喫煙所を引き続き使用していくことといたしております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ありがとうございます。庁舎の建設も着々と進み、今の御答弁にありましたように、もう位置も大体、立体駐車場の周辺ということで検討を進めているということでありました。

これまでの質問、前回の質問を含めて、今、答弁がありましたように設置していただくことは間違いないと確信をしておりますが、改めて萩市役所の喫煙所を含め、要望などを含めた質問をさせていただきたいと思っております。

まず、現在、先ほどもありました庁舎敷地内の屋外喫煙所として議会棟北側にありますこの喫煙所ですが、以前は駐輪場を兼用した中で、あまりにもちょっとみっともないということで整備をしていただきましたが、今現在、議会棟北側に出来ています屋外喫煙所の建設費用はどのぐらいかかったか教えてください。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） 議会棟北側の建築費用でございますが、約370万円でございます。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 370万円ですね。それで、この北側の整備されました喫煙所を主というより、ほとんど職員の方が利用されて、市民の方はあそこにあるということは御存じないようです。職員さんの評判と申しますか、この喫煙所の評判はどのようにお聞きなっているか、お尋ねします。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） 職員の評判ということでございますが、喫煙に当たっての苦情等は聞いておりません。整備した環境でリラックスして吸っていただいているというふうに理解しております。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） なぜか私のところにはいろいろ吸われる方がこうだあだと言われております。

ちょっと御紹介しますが、正直言って私も最初にできたときにあれって何ができたんじゃないかという思いが、首を傾げた次第です。言葉は悪いんですが、何か網に囲まれたおりのようにも私には映りました。屋根はあり、天からの雨はしのげますが、網の囲みであり、冬場は大変寒いと、また夏場は逆に風が通りにくいということで暑いと、また、強風の雨の日は穴の間から雨が降り込んで大変ですということを聞きます。

それで、網に囲まれた喫煙所ですけど、何を参考にどのような観点から作られたか、お尋ねします。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） まず、先ほど議員言われました萩市のようなプレハブ型の喫煙所につきましては、崖地の上に位置するということから建築が難しいということでございます。また、網目状にしておるのは延焼の関係から、議会棟北側部分の防火対策の関係から開口率の高い網目状のものとしておるということでございます。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ちなみに山口県においても受動喫煙防止ということで、公的な空間における受動喫煙防止対策において基準を設置ということで、屋外喫煙所設置の際の10メートルルールというのがあります。御存じでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） 承知しております。

○11番（三原 昭治君） どういうふうに。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） 山口県のたばこ対策ガイドラインという中に位置づけられておるんですが、屋外喫煙場所の際の10メートルルール、これは第2種施設に該当するものでございます。だから、庁舎は該当しないんですが、通路出入り口等からおおむね10メートル以上離すことが必要ということでございます。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 別にけちをつけて話をするわけではありません。10メート

ル以上というのはちょっとクリアしてないなど。2種であろうが1種であろうがこの基準設定は、私は同じだと思っております。

次に、前回もお聞きしたと思うんですが、この5年間に防府市に入ってきたたばこ税はどのくらいあるのか教えてください。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） 過去5年間のたばこ税は約7億3,000万円から7億9,000万円の間で推移しております。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 令和3年は7億9,000万円ですよね。もう少し丁寧に過去5年間と言ったんですから、過去5年間を丁寧に、やっぱり面白くない質問であっても答えていただきたいと思います。

それで、次に、これも同じことを聞いたんですが、これほど約7億7,000万円、平均して、例えば市内の企業でこれほどの法人税を払われる企業が何箇所あるか教えてください。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） そういった金額を法人税として支払われている企業はございません。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） いやらしい質問なんですけど、じゃあ大変高額納税者ですよ、たばこを吸われる方というのは。私も時々たばこを吸われる方に行くと、防府市に税金を落としていただきましてありがとうございますという言葉がかかることあるんですけど、そのぐらいの思いが僕はあってもいいんじゃないかなと思っているんです。

それと議会棟北側の喫煙所が約370万円ということでありました。高額納税者ということ考えたときにちょっとこれを置き換えて考えてみたいんですけど、今、ふるさと納税というのがありますよね。今、ふるさと納税のあの納税額、例えば令和3年では幾らぐらいあるか教えてください。

○議長（田中 敏靖君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） 御質問にお答えいたします。

令和3年度のふるさと納税の全体額、寄附いただいた額につきましては3,850万円余りでございます。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） それで、これに対してはもらいっぱなしじゃないですね。返礼品というものがついてくると思うんですけど、今言われました3,850万円にする返礼品の金額は幾らですか。

○議長（田中 敏靖君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） 返礼品の額につきましては、送料込みで約900万円でございます。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 納税額と返礼額は聞いたのとちょっと違っているんですけど、大体、約で言うと納税額は4,000万円、返礼額が1,000万円ということになると思います。

これをちょっと換算してみたいんですけど、約4,000万円のふるさと納税に対して返礼額は約1,000万円。そこで質問ですが、たばこ税はふるさと納税の何倍になりますか。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） 約20倍でございます。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） すみません、いやな質問します。それでいきますと返礼額は2億円です、2億円。ちょっと、ふるさと納税とたばこ税の取扱い方がいかがかなということでも今ちょっとこれを聞かせてもらいました。

もう随分昔の話ですけど、私が若い頃だから本当数十年前の話ですが、防府市の市広報に出張の際は地元でたばこを買いましょうというキャッチコピーがあった記憶があります。多分、今ここにいらっしゃる方は若い方が多いので知らないという方が多いかもしれませんが、この中で愛煙家であり高額納税者の一人の副市長、この言葉を聞いたことあると思うんですが、この言葉をどういうふうに取り扱われますか。

○議長（田中 敏靖君） 副市長。

○副市長（森重 豊君） たばこ税の貢献に当たるということで市内で購入するようにということだと思っています。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 今、貢献と言われましたね。たばこ税の何て。

○議長（田中 敏靖君） 副市長。

○副市長（森重 豊君） 貢献。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 貢献。貢献しているということは副市長も自分は自らも吸って貢献されている人ですから、重々それは分かっていると思います。

それと新年度予算の編成に当たって、当初は11億円の財源不足が生じると見込まれていましたが、このところの物価高騰やいろんな要因から約14億円の見込みとされております。

財源についてはあらゆる手段を講じて確保に努めるとされていますが、このたばこ税、令和元年度から3年度まで防府市の財政健全化対策本部長でありました副市長さん、このたばこ税はその観点から考えたらどのように受け止められますか。

○議長（田中 敏靖君） 副市長。

○副市長（森重 豊君） 一般財源からすれば貴重な財源だというふうに考えております。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ありがとうございます。もう質問いたしません。ありがとうございました。

実は私、なぜこういうことをしているかと申しますと、以前、これも若い時の話なんですけど、防府の某所が災害で大変な打撃を受けたことがあります。とんでもない打撃を受けたことがあります。そのとき県のほうから、県の支援で復旧・復興するということで大変ありがたい多額の予算をつけてもらいました。私はその関連したある団体の役をやっておりましたので、早速、県のほうに、知事のほうに御挨拶に行きました。最初は5分ですと言われたのが、2時間近く話しました。そのとき言われた言葉が印象的で、それがずっと残っているんですけど、三原さん、行政は言われたこと、決められたことしかできませんと。もし、あなたたちがこうしてほしい、ああしてほしいという点があったらどんどん意見を言ってください。どんどん聞きますからと言われて、当時は大変恐ろしい知事ということを知っていたんですけど、やっぱり頭は涼しいんだというので今もその頭の中に残っております。そういう意味から行政は何もできないと言っているんじゃないくて、やはりお互いがその意見を出し合って、やっぱり同じ作るんなら、いいものを作りたいという気持ちからこの質問を今再度しているわけです。

そこで、前回もお見せしましたが、先ほど総務部長もプレハブ型ということで、こういう萩市の、やっぱりこういういいとことというのはどんどん僕は学んでもらいたいと、その穴が開いた、ごめんなさい、議会棟北側と全然これ違う、これ520万円でできるんです。520万円から370万円引いたら幾らですか。わずかな差額です。それに、これは

全部エアコンもついています。空気清浄機もついています。これは大きさは約6.7平米、2坪です。

また新たに萩市の担当の方にもいろいろお聞きしたんですけど、自信を持って言っていました。全く苦情もないし、円滑に運営されておりますということでした。

同じ作られるなら、やはりこういうものを作っていただきたいと。これは喫煙所と言っていないです。スモークルームと言われているそうです。こういうふうにやっぱりちゃんとして約8億円に対して返礼は約2億円と考えたときに、それはやっぱりそのぐらいのことはちゃんとしてあげて、逆に今こういう御時世だから防府市に視察に行ってみようじゃないかと、防府はすごいぞ、駅の両南北にもできているし、あらゆる施設に喫煙所がちゃんと設けられて、きちんと分煙対策されているというような、やっぱりそういう防府市であってほしいと、私はそういうふうに願っているわけです。こういう場でちゃんと言っておかないと、申し訳ないけど、また同じようなのを作ってもらったら嫌だなと思いますので、そういうことを言いました。

先日、あそこの今北側の喫煙所の前に立ってましたら、私のある御年配のお知り合いがたまたま何かで来られたんでしょう。そばで、これは何かと私に言われました。これは喫煙所ですと言って、わしは何か動物でも飼おちよるんかと思ったという話だったんです。いえいえ、違います。何か夏は暑くて冬は寒いらしいですと言ったら、それは吸わんにやええじゃないかというお答えじゃったです。その後、私が、いやいや、この吸われる方のおかげで防府に約8億円毎年入るんですって。びっくりされて、血相変えて、それはいけん、もうちょっとええもの作っちゃらんやいけんと言って、こういう回答でした。

私はしつこいと思います、この話には。だけど、これにはやっぱりそういう思いがあるんです。やはりちゃんとした対応をして、ちゃんとしたお返しをして、やはりお互いよくなることを考えていきましょうということで、これはあと市長にプレゼントしますが、持って市長室に貼っちゃってください。こういうのがあるんだということで。ぜひ、よろしく願いますということで、この項の質問を終わります。

次に、カーボンニュートラルの取組について質問いたします。

今あえて説明することもないと思いますが、地球温暖化により今年の夏は気温が急上昇をしまして、異常気象、異常気温、災害的な暑さとまで言われ、熱中症の患者さんが続出するなどの異常事態となりました。

また、日本をはじめ世界の各地では地球温暖化が原因と思われる自然災害の多発が深刻な状況にあります。この地球温暖化の大きな要因とされているのが二酸化炭素——CO₂などの温室効果ガスです。

国では2050年カーボンニュートラルを宣言し、2030年度には温室効果ガスを46%を削減、2050年にはゼロを目指すとしています。

さて、防府市では、今年度をカーボンニュートラル元年と位置づけ、「みんなで実現！ほうふのカーボンニュートラル！」をスローガンにCO₂削減ほうふ市民運動を展開し、地球温暖化対策を進めるとしていますが、具体的にどのような取組、対応を実施するのか、お尋ねいたします。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 三原議員のカーボンニュートラルの取組についての御質問にお答えいたします。

今議会において、既にカーボンニュートラルの質問がありましたので重複する部分もございしますが、改めて答弁させていただきます。

2050年カーボンニュートラルの実現という高い目標を実現するためには、市民、事業者、行政の3者が一体となって明るく豊かで健やかな防府の環境を次世代につないでいけるよう、防府市全体で取り組んでいくことが必要です。

本市では、議員の皆様をはじめ、産業戦略本部や中小企業振興会議等でいただいた様々な御提言や御意見を踏まえ、令和4年度をカーボンニュートラル元年と位置づけ、子どもから大人まで事業者も含め、みんなで取り組めるCO₂削減ほうふ市民運動を展開しているところでございます。

カーボンニュートラルの実現には、一人ひとりが地球環境を意識した行動に取り組むことが必要であることから、緑のカーテンコンテストや公共交通機関の利用促進、広く環境をテーマとしたエコまつりの開催に加え、家庭での省エネ設備導入を支援する安全・安心・住まい助成事業、2050年の森づくりプロジェクトの実施、従来の市指定ごみ袋に比べ二酸化炭素の排出量を1割削減できる植物由来のバイオマスプラスチックを配合したごみ袋を導入するなど、市民の皆様の意識啓発にも努めてまいりました。

また、小・中学校におきましては、環境副読本の配布や、学校給食牛乳パックリサイクル事業を実施して、児童・生徒への環境教育も推進しているところでございます。

また、事業者の皆さんに対しましては、省エネ設備等導入支援事業の創設や、山口県漁協のブルーカーボンの増加を図る取組への支援を行うとともに、今議会におきましては補正予算を計上し、低燃費タイヤの購入費の一部を支援して事業者のCO₂排出削減の取組をさらに促進することとしております。

さらに、市におきましても市民や事業者への先導的役割が果たせるよう率先して節電に

取り組むとともに、自然採光、自然換気を取り入れた機能的でエコな新庁舎の建設、市有施設における照明施設の100%のLED化や、設置が可能な施設への太陽光発電設備の設置についても計画的に推進しております。

こうした取組によりまして、市民運動は市民の皆様への定着が進んでおり、今後この取組をさらに加速化させ、新たな目標を持って次のステップに進んでいけるよう、カーボンニュートラルの宣言もできるように、市民や事業者の皆様と一緒に防府のカーボンニュートラルに全力で取り組んでまいることとしております。よろしくお願いたします。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ありがとうございます。温室効果ガス、二酸化炭素、これで思い浮かべるのが一般的に、一般の方々というか、私も一般の方々なんですけど、思い浮かぶのが、何かを燃やしたらそこから発生するというイメージがやっぱり一般的には強いんじゃないかなという思いがします。

そこで、クリーンセンターにおける可燃ごみの焼却ですが、恐らくそういうものを見ればここで二酸化炭素が出よるんかどうかなというのが実感としてよく分かりやすいのかなと思ひまして、お尋ねしたいんですけど、近年、家庭、事業所から出る可燃ごみの排出量、そして処理実績の状況を尋ねいたします。

○議長（田中 敏靖君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） 議員お尋ねの家庭系可燃ごみの排出量につきましては、近年ということで2年と3年で申し上げます。令和2年度が2万1,904トン、令和3年度が2万1,249トン、事業系可燃ごみにつきましては令和2年度が1万1,741トン、令和3年度が1万1,858トンとなっております。

処理実績ということで基本的に搬入されたものをそのまま処理しております。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ほとんど横ばいのような状態に見受けられます。

そこで、今排出されるごみの焼却において排出される二酸化炭素、温室効果ガスの排出量というのはありますか。

○議長（田中 敏靖君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） 市全体での排出量ということでよろしいでしょうか。

○11番（三原 昭治君） はい、いいです。

○生活環境部長（金澤 哲君） 公表値が3年遅れで公表されますので、2019年度の値となりますけれども、防府市全体で389万8,000トンとなっております。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） その中にその焼却から出てくるCO₂等はかなり量を占めていると私は思っております。

それで確かごみ処理の実施計画の中に、令和3年度は前年度と比べわずかに減少、しかし、ごみ処理実施計画の目標達成時の令和3年度推計値を上回っていますとありました。これに対して、ごみ減量化の取組を強化することが具体的に必要であることから取組をいたしますと書いてあったと思います。具体的に、その減量化に対する取組というのはどのような取組をされるのか教えてください。

○議長（田中 敏靖君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。

ごみ減量化の取組につきましては、今年3月に策定いたしました防府市ごみ処理基本計画に新たに盛り込みました防府市食品ロス削減推進計画に基づき、市民、事業者などの多様な主体と連携しながら、やまぐち食べきり協力店やぶちエコ食品ロス削減パートナーの登録推進により食品ロスの削減に取り組んでおりますほか、生ごみの減量化につきましては、家庭における堆肥化を促進するためダンボールコンポスト作り方教室を積極的に開催するなどの取組を行っております。

また、市広報やごみ分別アプリ等を活用いたしまして、ごみ減量化の手法や分別の仕方についての情報発信に努めるとともに、ほうふエコまつりをはじめとした各種イベントにおいて啓発を行っております。

今後につきましては、家庭における堆肥化の取組をさらに促進するとともに、効率的なプラスチック資源の分別収集やリサイクルの手法の検討を進めるなど、さらなるごみの減量化に取り組んでまいります。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ありがとうございます。焼却するごみ、ごみを減らしていくというのは当然のことだと思います。その中で温室効果ガスを減らすということの一つの捉え方として、焼却するものの中身を変えていけば変わってくるのではないかなと、多分その点からだと思うんですけど、ごみ袋ですよ、その原料に植物由来のバイオマスを利用した指定ごみ袋を導入されていますが、従来のごみ袋とどのように違うのか。また、その効果、メリットについてはどうなのか、お尋ねします。

○議長（田中 敏靖君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） ただいま議員のほうから御紹介のありました指定ごみ袋へのバイオマスプラスチックを配合したごみ袋の導入ということで、植物由来のバイオ

マスプラスチックを10%使用しております。このことによりまして従来のごみ袋と比べて二酸化炭素の排出量を配合比率と同等の10%削減することとなりまして、CO₂の排出量で換算いたしますと年間約55.5トンの削減効果がございます。

併せまして、このことによりまして化石資源をはじめとする枯渇性資源の使用の削減、それから環境意識の向上を図れるものと考えております。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 大変いい取組だと私は思っております。

ところで、スーパーやホームセンター、コンビニなどで使われているレジ袋です。そのレジ袋ですが、そのほとんどは原料が石油で、製造、焼却過程から発生する温室効果ガスは地球温暖化の原因の一つとなっていると言われております。その数を減らすために、現在、そのレジ袋を有料化にしておりますが、最近ではマイバッグも多く見受けられますが、まだまだレジ袋を求められる方が多いようで、特に男性の場合はマイバッグを持たずレジ袋を買われる方が多いようですけど、もう分かるか分からないかよく分かりませんが、市内で年間どのぐらいのレジ袋が出ているかと。もし分かれば教えてください。

○議長（田中 敏靖君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） 大変申し訳ございません。購入量につきましてはちょっと把握をしておりません。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） こういうこともやはりいろいろ調査して調べられて、やはりこれをどうしたら減らせるかということも、今、カーボンニュートラルに大きくつながってくるのではないかと私は思うので、何かの形で調査をしてほしいと思います。

そこで、最近プラスチックごみ、今で言うとレジ袋ですけど、ごみ削減に向けユニークな取組を行う自治体が出ています。それは地元のスーパーなどと提携し、ごみ出しに必要な指定ごみ袋を買物袋に変えて販売するという取組です。レジ袋として買物に利用した後はそのままごみ袋に使えます。また、防府市のようにバイオマスごみ袋であれば、より効果があると思いますが、こういう取組をしてはいかがかと思いますがどうでしょう。

○議長（田中 敏靖君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。

本市では、従前から買物の際のマイバッグの持参を呼び掛けてきているところでございます。

しかしながら、マイバッグを持参し忘れた場合などにつきまして、レジ袋の代わりに指定ごみ袋を購入していただき、さらに、今、家庭ごみを排出される際にその購入された指

定ごみ袋を使用していただくことで、プラスチックごみの削減による環境負荷の軽減にもつながる効果的な取組であると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 今言われることはよく分かるんです。じゃあ、レジ袋はどうなっているかと言いますと、レジ袋に生ごみを入れて、それをくくって今言われた指定ごみ袋に入れるんです。レジ袋が全く減らないんです、減らない。それを削減しようという取組が今始まっていますという話なんです。これはもう今言いましたプラスチックごみの削減につなげるという大きな目的で始まっております。

先進的に実施している千葉市では、当初はごみ袋をレジ袋として使用することに対して、やっぱりごみ袋持って歩くんですから抵抗があったと言われていました。しかし、それがやがて好意的な意見が多く寄せられ、それを使う人が増えて、今では袋の販売数も顕著に伸びているそうです。当初は実証実験的にスタートしたのですが、本格的実施が決まったということでした。善は急げ、当初、市長がいろいろ取組について答弁されましたけど、これこそが市民全体を巻き入れて一緒にできる、私は取組ではないかと、一番簡単な取組ではないかなと思います。恐らくごみ袋使わない人は、まず市民にはいないと、時々不法でぼんっと捨てる人がいますが、それは別として、ほとんどの方がそれを使われます。ぜひ、それを取り入れてやっていただきたいと思いますが、再度、市長。

○議長（田中 敏靖君） 市長。

○市長（池田 豊君） ごみ袋をレジ袋の代わりということは、先ほど部長の答弁したこともちょっと繰り返しますと、レジ袋の代わりにごみ袋を使って、それでそのものを家に持って帰って、そのごみ袋の中に普通のごみを捨ててもらえれば、最初にお店で配るレジ袋が要らなくなるので効果が大きいということを多分部長は答弁したと思います。そうした中ですので効果は大変あると思います。

一方で、現時点でマイバッグの利用率もかなり高まっております。まだマイバッグを今推進するだけですけれども、先ほども答弁を部長がしましたけれども、忘れた方も当然いらっしゃると思います。私もマイバックをあまり持っていませんので、よく手で持つことが多いんですけれども、ありますけれども、そうした場合には効果があると思います。ただ、これを実施するにおいては、またお店の方とかのまだ課題もあるので、それらを踏まえながら、また市民運動としてどのように展開していくかということもありますので、そうした中で位置づけて全体として検討していきたいと思っています。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） いろいろ課題はある、ちょっと私、いろいろ電話で聞いてみたんですけど、課題というのがごみ袋を持ち歩くことに抵抗があるぐらいでしたと。今、本当はどんどん普及しています。これは、市の小のごみ袋です。ここにいろいろ書いてありますけど、これ読まれた方はいらっしゃいますか。執行部の方でこれ読まれた方はいらっしゃいますか。いらっしゃいませんよね。これ読む人はいないです。よそでは何をしているかと言うと、これを変えるんです。ごみ袋じゃなくて、これを今、これは淡路市ですか、オリジナル袋兼指定ごみ袋としたそうです。淡路島では海洋ごみへの問題意識を高めようということで、淡路島の名産であるタコ、タコをこれに描いているそうです。大変これがまた好評でして、東京の日野市では子どもたちに、学生たちにこの表を、みんな絵を描いてくれ、キャッチコピーをお願いしますって言うんで、それを今度採用し始めたんです。そういうことによって子どもたちの意識もどんどん高まっています。

さっき市長が言われましたマイバッグを推進している、これは申し訳ないけど、使いましょ、使いましょということで終わってしまうような気がします。効果もあります。ただし、これは使わんにゃいけないのですよね、ごみ袋は。さっき義務とか強制とかいろいろありましたけど、これはもう当然市民としてこのきちんとしたごみ袋で出すというのが、もうこれはルールであります。だから、私は特段難しい問題はないと、やはりそういうところからやっていったほうが、やはりそういうカーボンニュートラルの事業のほうにうまく結びついていくのではないかなと。

申し訳ない、本当に要らんことを言いますが、例えば緑のカーテンにしてもみんながやっているわけじゃないんですよね。ごく一部の人が、よし、地球温暖化のためにやろうというのでやっていただきよるんです。それは大変いいことです。でも、これはみんなやらんにゃいけないのです、この分は。私は嫌ということはいいんです、嫌なら買わなければいいんだから。だけど、どうせごみ袋を使うんだったら、これを使おうということでどんどん今増えてきているそうです、使われる方が。やはり初めから用意ドンでワッと始まることはないと思います。やはりそういう工夫をちょっと凝らせば、いろいろ面白いと思いますよ、ここに市長の顔をぱっとつけるとか。それでメッセージを入れるとか。いろんな形があると思うんです。子どもたちにどんどん募集して、その地球温暖化に対して、そのカーボンニュートラルに対してというテーマで絵を描いてもらう、キャッチコピーを寄せてもらう、それをここに載せてあげると子どもたちも楽しいです。あ、こういうものを、植物由来の物を使わなければいけないんだとか、意識がどんどん高まっていくと思います。課題も多いと言えは多いかもしれません。そんなことを考えちゃったら前へ進めんと思います。全て課題は多いんです。電気自動車もそうです。電気を起こすのに何で起こ

すんですか。そっちもガスを排出するじゃないですかとか、いろんな議論がされております。だけど、それをやりよったら何もできないということだと思えます。これは何回も僕はやろうと思えます、やってもらえるまで。ぜひ、そういうことで取り組んでいただきたいということで私の質問を終わります。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、11番、三原議員の質問を終わります。

○議長（田中 敏靖君） 次は、2番、田中健次議員。

〔2番 田中 健次君 登壇〕

○2番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中です。マスクをしておりますとちょっと声がこもるので、アクリル板がありますので外させていただきました。

質問の第1は、こども基本法の施行についてであります。

こども基本法が来年4月1日施行されますが、防府市はこれに対する体制整備についてどう考えられているのかという点についてお伺いいたします。

今年の6月15日にこども基本法とこども家庭庁設置法が国会で成立し、来年4月1日にこども家庭庁が発足し、こども基本法も施行される予定となっております。一般的に、基本法とは、国の制度や政策などの基本方針が明示されたものをいい、女性の権利には男女共同参画社会基本法、障害者の権利には障害者基本法がある。このような形になっておりますが、子どもの包括的な権利や国の方針を定めた基本法はこれまでになく、こども基本法の成立は意義深いものと考えております。

こども基本法の第一条では、憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの権利擁護が図られることを目的とし、第3条の基本理念では、子どもの権利条約の4つの一般原則——差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の趣旨を踏まえて規定され、さらに第11条では、こども施策へのこども等の意見の反映が明記され、評価をするものであります。

また、新たに発足するこども家庭庁がこども施策を総合的、包括的に行うことは子どもの権利保障を進展させるものと評価されます。

他方、具体的な子どもの権利が明記されなかったこと、子どもコミッショナー、子どもオンブズパーソンとも言われる子どもの権利擁護委員会の設置が見送られたことなど、今後の課題も指摘をされています。

市町村に関しては、第5条で基本理念にのっとり、こども施策を策定、実施する責務を課し、第10条で国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努力義務が課せられています。

以上、こども基本法についてるる申し上げましたが、来年4月にこども基本法が施行されるに当たり、市として体制をどう整備されていくのか、この点についてのお考えを伺います。

○議長（田中 敏靖君） 9番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中健次議員のこども基本法の施行についての御質問にお答えします。

私は防府市で育つ子どもたちの成長が何より大切と考え、妊娠前から出産、そして生まれた子どもが元気に育つよう、切れ目のない様々な支援を実施しております。

議員御案内のとおり、国におかれましては、令和4年6月15日にこども基本法及びこども家庭庁設置法を成立させ、令和5年4月1日に子ども政策を強力に推進していくための新たな司令塔としてこども家庭庁を創設し、子どもを誰一人取り残すことなく、その健やかな成長を支援していくこととされています。

議員御質問の市として体制をどう整備していくのかについてです。

こども基本法第5条は、地方公共団体は基本理念にのっとり、こども施策を策定、実施する責務を有するとなっております。

先日の山田議員への御答弁等でも申し上げましたとおり、本市ではこれまでも様々な子育て支援策を実施し、次代を担う子どもの育成に取り組んでいるところでございます。

私といたしましては、令和5年4月のこども基本法の施行、こども家庭庁の発足により少子化対策や子ども医療費の助成制度など、国全体の課題に対する施策が強力に進められることを期待しています。

市といたしましても、今後、国が打ち出す具体的な施策も見極めながら、これまでも答弁申し上げましたように、子ども支援策等について各課横断的に取り組めるよう、その体制の整備・強化など総合的に進めて対応してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 市長から概括的な御答弁をいただきました。少し具体的な課題についてお尋ねをしていきたいと思っております。

まず、この基本法の第2条の定義で、こども施策とはこどもに関する施策と一般的に講ずべき施策から成るとされております。こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に関わる施策、例として、若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援というふうにしております。若者支援というのもこの基本法の対象と

なっておるわけです。18歳未満であるとか、そういう区切りを設けないという形でこの法が出ておるわけです。

そういうことから考えると、例えば、4月以降、防府市でいけば子育て支援課がこの主な事務を所管するということになると思うんですが、そういうふうな形になってくると事務分掌の中に若者支援に関する事項、これを子育て支援課の業務として入れる必要があるのではないかと思います。こういったことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

子育て支援課での支援の対象となる方は、主に子どもと子育て世帯であり、子どもはおおむね18歳までとなっております。

若者支援につきましては、全庁的に取り組んでいく必要があることから、今後の国の施策を見極め検討していく課題と認識しております。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） ちょっと消極的な御答弁のような気がしますが、以前、この場で子ども・若者育成支援推進法という法があるということで、県内、例えば宇部市ではもう既に若者支援ということの子育ての担当課の業務として入れているところもあります。それから、例えば、東京の豊島区、たまたま豊島区の担当者の方が事例発表するのを資料として見ましたが、そこは子ども若者課になっております。そういった形で時代に遅れないように防府市も考えていただきたいと思っております。

それから、この法律は理念法であると同時にプログラム法という形で国が定めるこども大綱は、これまで別々につくられてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱が束ねられ、これが今度こども大綱に一元化されることになっております。

第10条で市町村こども計画をつくるということ而努力義務というふうにされておりますが、そういうふうな形で国のほうはこれまでの子どもの関係の法律に基づく大綱を一元化するという形であります。

防府市の場合も今つくっておりませんが市町村子ども若者計画、あるいはこれもまだ防府市つくっておらない子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する市町村計画、それから防府市がつくっております次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、最後の2つは防府市はつくっておりますが、これまで例えば子ども若者計画をつくってほしいと言ったときに既存の計画

の中で消化していきたいというような形でしたが、今後はやはり国が大綱を一元化されるということの中で、市町村も総合的な計画というような形で一元化するべきだと思うんですが、今後この辺についていかがお考えでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内の既存の各法令に基づく4つの計画につきましては、市町村こども計画と一体のものとして作成することはできることとなっております。現在、策定しております防府市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が令和6年度までとなっておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（田中 敏靖君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 来年度からスタートするにしても国の大綱が令和5年度中につくられるということでしょうから、県や市町村の計画が動き出すのは令和6年度以降ということになると思いますので、ぜひそのときにはそういった対応をお願いしたいと思いません。

それから第11条に規定するこども等の意見の反映に関して、今後は次の手法を検討すべきではないかと思うんですがどうでしょうか。子どもや若者を対象としたパブリックコメントの実施、審議会、懇談会等の委員等への子どもや若者の参画の促進、子どもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取など、子どもや若者から直接意見を聞く仕組みや場づくり、こういったものについて検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

子ども施策を策定する場合は、大人の意見だけでなく子どもや若者から意見を聞くことが大切であると思いますので、様々な方法での意見聴取について検討してまいりたいと考えております。

○議長（田中 敏靖君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 今申し上げた3つは、これは実は私が思いついたことではなくて、内閣官房こども家庭庁を設立準備室がこども基本法説明資料の中で述べておる例として申し上げたものでありますので、ぜひ、こういったことについて今後検討いただきたいと思いません。

それから、第13条に規定する関係者相互の有機的な連携の確保のため医療、保健福祉、教育、療育等の関係機関の協議及び連絡調整を行うための協議会を組織できるというふう

にされております。この協議会についてどう考えているのか。これまでも幾つか法律があって、それについて協議会という形で、国のほうは新たに協議会をつくれとは申ししておりません。既存の協議会との中ですということも考えられております。ただ、例えば青少年問題協議会、これは今、生涯学習課が所管されておりますが、4月からこの地方青少年問題協議会法だったと思いますが、これはこの子ども家庭庁が所管することになります。そういう形になりますと、やはりそういったものもひっくるめてこの協議会をある程度まとめていくというのか、計画と併せてそういったことも必要な課題だろうと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

協議会につきましては他の個別法に基づく協議会を活用できることとされております。現時点では、子ども・子育て支援について調査、審議する子ども・子育て会議や、要保護児童等の適切な支援を図るために設置されている要保護児童対策地域協議会等に御意見を伺おうと考えております。

○議長（田中 敏靖君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） ぜひ、その辺、効率的にということか、組織をたくさん重ねてもしようがありませんので、しっかりとした運用、そして、教育委員会やその他の関係機関との連携をしっかりとっていただきたいということを述べておきます。

子ども家庭庁の準備室のホームページには、自治体の事例集という形で既に先進的に進んでおる自治体の例などもあります。

新年度の概算要求として4兆7,510億円を予算要求しておるということですので、この辺は市長もぜひそういったことに気配りいただいて、予算がきちっと充実するように市長会などを通じて要望いただければと思います。

あわせて、全国的には子ども基本法の趣旨に沿って、今後、子ども条例の制定を検討する自治体が増えてくるんじゃないかと思います。

子どもに関する条例として、県内では宇部市次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例が平成23年に策定されております。それから、山口市子ども・子育て条例が平成29年に既につくられております。

議会の教育民生委員会は、10月末に鹿児島県始良市で始良市子育て基本条例というのを研修させていただきました。これは福祉サイドではなくて教育委員会サイドの条例でありましたが、今後、このほか子どもの権利条例などを意識したそういった条例も全国的に出てくると思いますので、この辺は我々議員も考えていかなければならないと思いますが、

こういったものについても前向きに検討していただくことを要望してこの1項目めの質問を終わりたいと思います。

質問の第2は、開発行為等の許可の基準に関する条例についてであります。

近年、激甚化、頻発化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制を内容とする都市計画法の改正に伴い、昨年12月の議会で市の関係条例が改正され、この4月から開発許可制度が変わりました。この質問については一般質問初日の梅本議員の質問とかなりかぶりますが、大事な問題だと思しますので最後まで質問を続けさせていただきたいと思えます。

この中の高潮浸水想定区域に関して、市の今後の対応についてお尋ねをしたいと思います。

今年4月からの変更点として災害ハザードエリアといわれる災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、浸水深3.0メートル以上では開発行為ができなくなります。このうち浸水想定区域については、洪水浸水想定区域——佐波川、柳川、馬刀川のみが今年4月時点で対象でした。その後、高潮浸水想定区域が5月24日に指定されましたが、新たな高潮浸水想定区域では、浸水深3.0メートル以上の区域がこれまでより拡大されたこともあり、地権者や不動産関係者の間でその扱いがどうなるのか関心を持たれ、私のところに住民からの問合せもありました。

市ホームページには、この点について、今後、条例区域の見直しを検討してまいりますと掲載されております。

そこで、市執行部でどのように検討されているのかお尋ねします。また、この問題は防府市だけでなく、県内他市でも同様の問題があると思います。県内の他市ではどのようなになっておるのでしょうか。併せてこの点も御答弁願えればと思います。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 田中健次議員の開発行為等の許可の基準に関する条例についての御質問にお答えします。

このたびの都市計画法の改正の趣旨は、市街化を抑制すべき市街化調整区域において、災害ハザードエリアの開発を抑制し、災害に強いまちづくりを推進することです。

議員御質問の高潮浸水想定区域の今後の対応につきましては、さきの一般質問で市長が答弁いたしましたとおり、安全・安心の観点から国の基準に従い3メートル以上の浸水となる高潮浸水想定区域を平成12年の都市計画法の改正により緩和した区域から除外することとし、現在、規則の改正に向けて開発区域を見直す作業を行っているところです。

なお、規則の改正を行う際には、土地所有者へ大きな影響を与えるものであることから、

土砂や洪水による災害リスクの場合と同様に一定の周知期間を置いた上で実施したいと考えております。

次に、県内の状況ですが、市街化調整区域を有する市町は本市、下関市、周南市、光市、下松市、岩国市、和木町です。このうち防府市を除く市町では、既に土砂、洪水、高潮の全てを含む災害想定区域を除外する条例が施行されています。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 昨年12月議会で、今年4月からの条例施行に関して、条例改正のときにいろいろ議論もありましたが、そのときにこれまでよりもかなり面積はまだ増えるということがありました。

それで、今回のこの高潮の関係で浸水深3.0メートル以上というのがどれぐらいの区域になるのか、あらましの数字で構わないのですが、面積的にどうなるのか。それと併せてそのうち市街化区域と市街化調整区域、市街化調整区域には今回の規制がかかりますが、市街化区域にはもともと市街化するということですので、これは適用外になるわけですが、その市街化区域と市街化調整区域は大体何対何ぐらいの比率になるのか。こういった点についてお答え願いたいと思います。

○議長（田中 敏靖君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 高潮により3メートル以上浸水する区域の面積は、市街化区域と市街化調整区域を合わせて2,805ヘクタールです。

また、市街化区域と市街化調整区域の割合ですが、市街化区域が約3割、市街化調整区域が7割となっております。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 2,805ヘクタールのうちの7割が今回の規制で厳しくなるということです。

昨年12月議会で条例改正の中で、私はこの条例改正に賛成をして、やはり災害のそういう危険なところについては規制をするのは当然だと、昨年12月議会で反対されたのは和田議員お一人でしたけれども、そういった形で議会としてもこういったことについては賛成をしているわけですが、ただある程度のその緩和措置というものも梅本議員も指摘されましたが、必要ではないかというような気もしております。

それで、これは国土交通省が法改正のときに作成した説明資料です。「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の改正についてとい

うことで、災害ハザードエリアにおける開発抑制について述べておるところですが、浸水想定区域について、参考のために言いますとその資料の9ページですが、浸水想定区域について次のいずれかの場合には想定浸水深が3.0メートルを超えても条例区域からの除外は不要だということを言っております。

1番目が、洪水等が発生した場合に水防法に基づき地域防災計画に定められた避難場所への確実な避難が可能な区域である場合。この確実な避難が可能という表現は非常に難しいわけですが、ちょっと抽象的でなかなか解釈が難しいところです。

2番目は、都市計画法による制限や許可の条件として、建築物やその敷地について安全上及び避難上の対策の実施を求めることを条例や審査基準等で明らかにしている区域である場合。この安全上及び避難上の対策ということで、床面かさ上げ、地盤かさ上げなどということがこの国土交通省の資料にはあります。こういったものがあれば、この審査基準だとか条例の中でこれをきちっと書かなければならないと思うし、また、それをきちっと業者さんにやってもらわないといけないわけですが、こういったことが国土交通省のほうは一つの考え方として示しております。そのことはぜひ今後検討する上で参考にさせていただきたいと思います。

それから、規制をする際には周知期間を長く取ってほしいということです。昨年12月議会の場合には、12月議会で議決をして、それで4月からスタートですから周知期間は3か月。その前に宅建協会だとか、そういった団体の方には事前にお話をされておったようですが、やっぱりそういう形で大きな規制をかけるとなると、やはり3か月といわないで1年ぐらいの周知期間を取る必要があるんじゃないか。そして、その中には不在地主さん、この方達は市広報だとか市のホームページを見るといことはほとんどないと思いますので、不在地主に対しても十分な周知を行っていただきたいというふうに思います。

この辺、要望として申し上げますが、もし御回答いただけるようであれば、お願いします。

○議長（田中 敏靖君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 周知についてはしっかりやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 周知についてはしっかりやるということの御回答がありましたので、ぜひその辺についてしっかりと、既に、まだ規制がかかっていないのにもう規制が

かかりますと言って不動産業者さんが地主さんのところに行って話をされたというふうに、私は地主さんのほうから聞きました。裏付けを取ったわけではないので、それはちょっとその地主さんの聞き間違いがあるかもしれませんが、そういったこともあるのできちっとした対応を早く取っていただきたいと思います。

そういった形でこの問題については終わりたいと思います。

質問の第3は、青少年科学館ソラールについてでございます。2点についてお尋ねをしたいと思います。

1点目は、サイエンスパークに日よけ、雨よけの施設がないが、設置すべきではないかということであります。

青少年科学館ソラールの屋外にはサイエンスパークと呼ばれる公園が併設され、科学に関する遊具や様々な桜——この時期に咲く桜もあったやに思いますが、サイエンスパーク自体の利用者は科学館本体と比べて少ないとはいえ、季節のよい時期には子ども連れの親子の姿なども見られるわけであります。

つい最近のことではありますが、子育て世代の方から遊んでいる子どもを見守る保護者が日差しの中にずっといるのも大変であり、日よけの施設がほしいとの御意見をいただきました。このサイエンスパークにはベンチなどはありますが、日よけ、雨よけの施設はありません。サイエンスパークの建設時にはシンボルツリーとなるべき大きなクスノキが、これは旧山口銀行防府支店の駐車場にあったそのクスノキが移植をされて木陰を提供することが期待されておりましたが、青少年科学館のある井上山はかなり岩山でありまして、現在このクスノキは葉を茂らせて木陰をつくるような状況にはなっておりません。市民や子どもの憩いの場となるべき広い公園スペースに日よけ、雨よけがあってもおかしくないと思います。日よけ、雨よけの施設が設置されればサイエンスパークの利用者も増え、付随的に科学館の利用者も増えるように思われます。市民の要望に応え、日よけ、雨よけの施設を設置していただきたいと思いますと考えますが、お考えをお伺いしたいと思います。

2点目は、施設全体のリニューアルを検討すべき時期ではないかということでもあります。

青少年科学館ソラールは1998年——平成10年4月29日に開館し、企画展、特別展、科学教室や週末イベントなどを年間を通して行い、2017年——平成29年8月には来館者100万人を突破しております。2014年——平成26年には常設展示物の一部リニューアルも行っていますが、施設全体のリニューアルを検討すべき時期ではないかというふうに感じております。

青少年科学館は1994年度——平成6年度に整備基本構想が出され、1996年——平成8年9月に建築工事に着手したもので、整備基本構想を検討したときから28年が経

ち、来年４月には開館２５年となります。

科学館として今の時代、これからの時代が求めるものを取り入れ、施設全体の本格的なリニューアルをすることが必要ではないかと思えます。今の時代、これからの時代が科学館に求めるものとして、私は新たにＳＤＧｓ、気候危機、デジタル社会といったキーワードを一例として思い浮かべますが、このほかにもこんなものがあつたらと考えるべき点多々あるかもしれません。

１０月末に市議会教育民生委員会で先進地視察として鹿児島市のかごしま環境未来館に伺って見学をさせていただきました。ここは環境学習を中心とした施設ですが、そこで見せていただいたデジタル地球儀は最先端のデジタル技術で地球の姿をダイナミックに映し出し、宇宙から見たリアルタイムの地球や気候シミュレーションで気候変動、気候危機の姿も分かり、見ていて大人の私もわくわくするものでありました。

３０年近く前に構想されていたものとは異なる視点で、これからの時代を見据えて青少年科学館の本格的なリニューアルを検討すべき時期と考えますが、御見解を伺いたします。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 田中健次議員の青少年科学館ソラールについての２点の御質問にお答えいたします。

まず、１点目のサイエンスパークへの日よけ、雨よけの施設の設置についてです。

青少年科学館ソラールは市民の科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、創造性豊かな青少年を育成することを目的に平成１０年４月２９日に開館いたしました。開館以来、科学に関する知的好奇心をくすぐる企画展・特別展や様々な科学分野をテーマに体験型を取り入れた常設展示を行い、議員御案内のとおり、平成２９年８月には１００万人を突破し、本年１０月末現在で１２３万人を超える方々に御来館いただいております。

こうした中、常に来館者にとってよりよい施設であるよう、これまでも必要な改修を計画的に行っており、本年度も一部ＬＥＤ化や空調設備等の改修を実施したところでございます。

今後も様々な御意見をお聞きしながら、常に魅力あるソラールであり続けるための取組の中で、日よけ等の設置の御提案も参考にさせていただきます。

次に、２点目の施設全体のリニューアルを検討すべき時期ではないかの御質問にお答えいたします。

ソラールでは、何度訪れても毎回新たな発見があると言われる施設であるよう、これま

でも随時リニューアルを行ってきております。近年では、企業版ふるさと納税制度による寄附を活用し、映像展示に特化していた回廊展示室をサイエンスショーの開催など幅広い活用ができるよう改修するとともに、常設展示室に鏡や万華鏡を使い体験を通して光の反射、光の3原色を学ぶことができる展示の更新を行っております。

また、平成31年に東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンで応援したセルビア共和国の偉大な発明家であるニコラ・テスラの企画展を開催した際、大変好評でございましたので、本年9月にはそのニコラ・テスラのコーナーを常設展示室に設置したところでございます。

議員から御提案のありました時代に即したテーマにつきましては、これまでも企画展や特別講座の開催などを行ってきております。

今後のリニューアルにつきましては、防府市公共施設等総合管理計画に基づく建物や設備の保全と併せ、各種助成金の活用等による財源確保にも努めながら計画的に行ってまいりたいと存じます。

ソラールでは、引き続き、知的好奇心に応える内容や時代に即した企画展等の開催、また、文化財郷土資料館と一体となった展示や講座等の企画など様々な工夫を凝らしながら多くの方々に繰り返しお越しいただける魅力ある科学館となりますよう努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 日よけの問題は今後の毎年いろいろ施設の改良していく中で参考にさせていただきということでありましたので、何年間の年次計画というのかその中で直ちにはないかもしれないが取り上げていただけるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

改修につきましては様々な方の御意見を参考とさせていただき、指定管理者とも必要なもの、優先順位なども協議しながら考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 私がお聞きしたのは、子育て世帯のある方の御意見を聞いて、そして現地も見て私なりに考えたことですので、ソラールの運営している立場からそれがどうかということはあるかもしれませんが、一般質問の通告後にちょっとあそこに寄って

お聞きしたところ、市民の方からそういった日よけの要望というのはやっぱりいただいているということもお聞きしたので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

それから、全体的なリニューアルというのは難しいような御答弁でしたが、いろいろと少しずつ展示の中身についても変えているということは私も承知しておりますが、やはり一つの節目で少しずつ変えていくのも必要なんですが、やはり市民の目に見えて大きく変えましたと、何かそういった形でアピールをするというようなことも、節目だとか、あるいはその事業展開のかなり力を注ぐ年と平均的な年と言うのか、そうでない年というものがあると思いますので、そういったこともぜひ考えていただきたいと思います。

それで、最初に申し上げたデジタル地球儀ですが、一緒に行かれた教育民生委員の方は現物を見られたのでなかなかというふうに感じられた方もほかにもおると思うんですが、これが特注品かと思っておったんですが、実はそうではなくて市販品で幾つかそういった形で全国的にまだそんなには多くないので、ぜひ、今これを入れれば防府市のソラールはかなり近隣に対してアピールするような魅力あるものになると思うんですが、そういったものでありますので、これは雲の様子も分かるし、それから台風が通って低気圧がこういふふうに動けばこうなるだろうとか、それによって海水温が高かったものが下がってくるとか、そんなことまで分かるし、それから地球温暖化について1.5度上がれば地球全体が10年、20年となればこういう形が変わるだとか、それがもし3度上がればもっとこんなふうに温暖化が進むだとかいうことが目に見える形で本当に見ていて楽しく、私が楽しくなってもしょうがないんですが、楽しくなるもので小学生や中学生が見たら本当にわくわくして楽しめる施設だろうと思いますので、参考にぜひこんなものも検討いただきたいということを要望して私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、2番、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（田中 敏靖君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月14日午前10時から開催いたします。その間、各委員会におかれましてはよろしく御審査のほどお願いいたします。

なお、お疲れのところ大変申し訳ございませんが、午後2時40分から議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は全員協議会室に御参集ください。お疲れさまでした。

午後2時26分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年11月30日

防府市議会議長 田 中 敏 靖

防府市議会議員 梅 本 洋 平

防府市議会議員 三 原 昭 治